

昭和二十三年五月

参 考 資 料

通信省電波局

一、郵便規則（改革）ならびに日本放送協會定款

民法、無線電信法、放送用私設無線電波規則

逓信大臣の行う公益法人の設立及び監督に関する規則

設立許可命令書、日本放送協會定款

二、日本放送協會機務

三、放送施設状況

四、聴取者普及状況

五、事業の收支状況

六、各都府道支庁の経営形態

七、放送法案、ならびに各府道の意見





第十條 電信設備ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外一會計年度ニ當テ

是等設備ニ對スル製取費額一筆ニ付二十歳ノ特許料ヲ納ムヘシ

前項ノ特許料ハ前年度末日現在ニ付ル但シ第十一條第二項ニ基キ

製取料ヲ免取セラレタルモノニ對スル契約額ハ之ヲ控除ス

第十一條ノ特許料ハ年々計年度開始後一月以内ニ郵傳總局長ノ指示ス

ル郵便官署ニ之ヲ納ムヘシ

第十二條ニ依リ徵收シタル特許料ニシテ通信官署ノ過失ニ依リ過納又ハ

誤納トナリタル場合ニ於テハ其ノ額ニ關シ請求ニ依リ之ヲ還付ス

前項ニ付ル還付請求ハ其ノ納付ノ日ヨリ五月以内ニ當該通信官署ニ之

ヲ為スヘシ

第十三條 郵便設備ヲ第三條ニ付ル私設無線電話施設者ヨリ製取料ヲ

納付ストルトキハ予メ其ノ額及契約事項ヲ定メ郵傳大臣ノ認可ヲ受

クヘシ之ヲ變更セントストルトキ亦同シ

郵傳大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ製取料額若クハ製取

料ノ一部ノ變更ヲ命シ又ハ別ニ告示スル所ニ依リ特ニ製取料ヲ免除セ

ンムルトアルヘシ

第十四條ノ規定ニ依リ製取料額若ハ契約事項ヲ認可シ又ハ變更ヲ命シタ

ルトキハ之ヲ告示ス

第十五條 郵傳大臣ノ行方公設法人の設立及び郵便設備する規則

第一條 民部省第三十四條、第三十八條、第六十七條、第七十一條、第七

十二條、第七十七條及び第八十三條の規定によつて、郵傳大臣の行方

公設法人の設立及び郵便設備する手続は、この省令の定めるところに

よる。

第十七條 郵傳大臣の行方、郵傳大臣の職務の委任によつて、郵傳大臣の

六十五條以内は、次の各條に定めるところの事項を郵傳大臣の職務に

付する。

第十八條 郵傳大臣の職務とする事項の範囲

郵傳大臣の職務及び財政事務

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

郵傳大臣の職務は、郵傳大臣の職務に付する事項の範囲を決定し、

昭和二十三年七月一日  
郵傳省令第八號

第一八二〇號

許可

駐劄法人 日本放送協會

設立者總代

原 謙 三  
水 田 仁 助  
神 野 金 之 助

八月六日附申請社団法人日本放送協會設立ノ件許可ス  
被立ノハ別紙命令等ノ條項ヲ遵守スヘシ

大正十五年八月六日

逓信大臣 安 達 謙 藏





社団法人日本放送協會定款

第一章 總 則

第一條 本會ハ主務官廳ニ依リ認許セラレタル無線電氣放送事業其ノ他ノ無線電氣通信事  
業ヲ經營シ無線電氣通信ノ進歩ヲ圖リ以テ國民生活ノ民主主義的發展ニ資スルヲ目的トス  
ニテ前項ノ目的ニ附帶スル事業ヲ經營シ又ハ前項ノ事業經營ニ必要ナル他ノ事業ニ出  
資スルコトアルヘシ

第二條 本會ハ社團法人日本放送協會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京都千代田區麹町

第四條 本定款ノ實施ニ必要ナル事項ハ本定款ヲ補足スル細則ヲ以テ之ヲ定ム

細則ハ理事會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二章 會 員

第五條 會員ハ本會ニ對シ一口以上ノ出資ヲ爲スモノトス但シ會員ノ相續人ニシテ第六條  
ノ規定ニ依リ入會シタル者ハ出資金ヲ免除シ被相續人ト同一ノ出資ヲ爲シタルモノト看  
做ス

第六條 會員ノ出資額ハ一口金五百圓トス

第七條 會員タラムトスル者ハ其ノ旨ヲ申出デ會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

會員タル資格ハ出資金ヲ完納シ會員名簿ニ登錄セラレタル時ヨリ生ズ

第八條 會員退會セムトスルトキハ其ノ旨ヲ會長ニ申出ヅルモノトス

第九條 會員ニシテ定款ニ違反シ又ハ本會ノ體面ヲ毀損スル行爲アリト認ムルトキハ之ヲ除名ス  
ルコトアルヘシ

第三章 役 員

第八條 本會ニ理事三十名以内及監事三名以内ヲ置ク

理事及監事ハ會員タルコトヲ要ス

會長ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ參與五名以内ヲ委嘱スルコトヲ得

第九條 理事及監事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十條 理事及監事ノ缺員ヲ補充セムトスルトキハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ補缺選舉ヲ行フ

第十一條 理事ハ互選ニ依リ會長一名、事務理事一名及常務理事四名ヲ定ム

第十二條 監事ハ互選ニ依リ之ヲ定ム

第十三條 理事ヲ以テ理事會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ議定ス

第十四條 會長ハ本會ノ業務ヲ總理シ本會ヲ代表ス尙總會及理事會ヲ招集シ其ノ議長トナル

第十五條 事務理事ハ會長ヲ輔佐シ業務ヲ掌理シ會長專斷アルトキハ其ノ任務ヲ代理ス

第十六條 常務理事ハ會長ノ定ムル所ニ依リ業務ヲ分擔シ事務理事專斷アルトキハ其ノ指  
示ニ從ヒ任務ヲ代理ス



第十六條 理事及監事ノ任期ハ滿三年トシ但シ在任中其職務ヲ了スルモ後任者影任スル迄ハ依從  
ノ任ニ在ルモノトス

第十九條 第二項ノ規定ニ依リ補選セラルタル者ノ任期ハ他ノ理事又ハ監事ノ殘餘期間トス  
第十七條 會長、專務理事、前務理事及常務ニ従事スル監事ノ報酬ハ理事會ノ決議ヲ經ル

コトヲ得ス

理事及監事ハ理事會ノ決議ヲ以テ手當ヲ受クルコトヲ得

第十八條 本會ニ評議員六十名ヲ置ク

評議員ハ會員タルコトヲ要ス

評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス但シ會長ハ理事會ノ決議ヲ經タル上學識經驗アル者ノ中

ヨリ十五名ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ評議員ヲ推薦スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ選舉ハ單記投票トシ投票ノ多數ナル者ヨリ當選者ヲ定メ投票同數ナル者ハ抽籤ヲ

以テ當選者ヲ定ム但シ總會ノ決議ヲ以テ議長ノ指名ニ一任スルコトヲ妨ゲズ

第十八條ノ二 評議員ヲ以テ評議員會ヲ組織シ會長ノ諮問ニ應フルモノトス

第十八條ノ三 評議員ノ任期ハ滿三年トス

第十六條第一項但書ノ規定ハ前項ノ總會ニ之ヲ準用ス

第十九條 定時總會ハ毎一年一回會計年度終了後三月以内ニ之ヲ開會シ臨時總會ハ民法ノ規

定ニ依ルノ外理事會ノ決議ヲ以テ隨時之ヲ開會ス

第十九條ノ二 總會ノ招集ハ之ニ附議スベキ事項ヲ示シ少クトモ期日十日以前ニ各會員ニ

通知ヲ發スルモノトス但シ緊急ニ應ジ必要ト認ムルトキハ放送ニ依ル告知又ハ帝都

ニ於テ發行スル新聞紙ニ依ル公告ヲ以テ通知ニ代フルコトヲ得

第二十條 總會ニ於ケル會員ノ表決權ハ出席額一口ニ付一個トス

總會ニ於ケル表決權ハ本人又ハ會員タル代理人ニ非ザレバ之ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二十一條 總會ノ決議ハ出席會員ノ表決權ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長

之ヲ決ス但シ定款變更ニ關スル決議ハ出席會員ノ表決權ノ四分ノ三以上ノ同意アルコト

ヲ要ス

第二十二條 削 除

第五章 資產及會計

第二十三條 本會ノ資產ハ審判官監理ノ下資金、聽取料、雜收入其ノ他ノ財產ヨリ成ルモノ

トス

第二十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第二十五條 本會ノ會計年度毎年度時總會ニ之ヲ提出スルモノトス

第二十六條 會員ハ總會又ハ除名ノ場合ト雖本會ノ資產ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得

ズ但シ其ノ出資額ノ限度ニ於テ特ニ理事會ノ決議ヲ經タル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第二十七條 本會解散シタルトキハ總會ノ決議ニ依リ殘餘財產ノ歸屬者ヲ定ム但シ各會員

ニ對シテハ其ノ出資額ノ限度ニ於テ殘餘財産ヲ兼テ一ムルモノトス  
本會解散シタルトキハ會長ハ本會ノ清算ヲ行ハシメテ之ノ結果ヲ報告ス

附 則

昭和二十年十月三十日ニ於テ現ニ評議員タル者ハ第十八條ノ三ノ規定ニ拘ラス昭和二十一年ニ開クタル定時總會ニ於ケル評議員選舉終了ノ時ニ任職終了シタルモノト看做ス  
昭和二十一年ニ開クタル定時總會ニ於テ評議員トシテタル者ハ第十八條ノ三ノ規定ニ拘ラス選舉ニ依リ評議員トシテ任職ニ係ル評議員トシテ其ノ三分ノ一二當ル者ノ  
ニ對シテ第一、三、五ノ一ニ當ル者ノ任職ヲ滿二年ニ定ムルモノトス  
昭和二十一年ニ開クタル定時總會ノ任職ニ係ル者ノ出資額ハ第五條ノ規定ニ拘ラズ一月二百圓トス

社団法人日本放送協會定款附屬規則

第一條 本會ノ豫算及決算ハ理事會ノ決議ヲ經ルモノトス

第二條 每事業期ノ事業計畫ニ關シ當該事業期間中ニ償還シ得サル借入金及企業計畫ニ關スル借入金ハ理事會ノ決議ヲ經ルモノトス

第三條 送業務ニ關シ重要ナル諸問ヲ爲ス爲會長ハ必要ト認ムル委員會ヲ設ク

第四條 懲罰、職員、專業ノ管理及會務ノ執行ニ關スル規程ハ會長之ヲ定ム

第五條 常務ニ從事スル監事ノ員數ハ一名トシ其ノ選定ハ監事ノ互選ニ依ルモノトス

第六條 前條

第七條 理事會ニハ定款及本規則中明文アルモノ外ノ他會長ニ於テ重要ト認ムル事項ヲ附

第八條 理事會ノ決議ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ決シ可シ高票ナルトキハ議長之ヲ決ス

第九條 會長ハ總會招集ノ目的タル事項ヲ除クノ外事宜ニ依リ理事會附議事項ニ付通信ヲ

以テ理事ノ意見ヲ徵シ前條ニ準ジ之ヲ採決シ理事會ノ決議ニ代フルコトヲ得但シ此ノ方

法ニ依ル決定事項ハ其ノ採決經過ト共ニ之ヲ各理事ニ通知シ又ハ次ノ會議ニ報告スルコ

トヲ要スルモノトス

第十條 會長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ理事會附議事項ヲ專決スルコトヲ得但

シ總會招集ノ目的タル事項ハ此ノ限ニ在ラサルモノトス

一 總會施設ヲ要スルモノニ付理事會ヲ招集シ又ハ前條ニ依リ決定スル限ナキコト

ニ成例ニ屬スルモノ又ハ經易ナルモノニ付會長ニ於テ之ガ爲替ニ理事會ヲ招集スルノ要

ナシト認メラレタルトキ

前項ニ依リ專決シタル事項ハ之ヲ次ノ會議ニ報告スルコトヲ要スルモノトス

第十一條 理事會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ記録シ會長及出席理事二名以上署名スルモ

第十二條 監事ハ理事會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十三條 常務ニ從事スル監事ハ會長ノ承認ヲ得タルトキ理事會ヲ開クコトヲ得

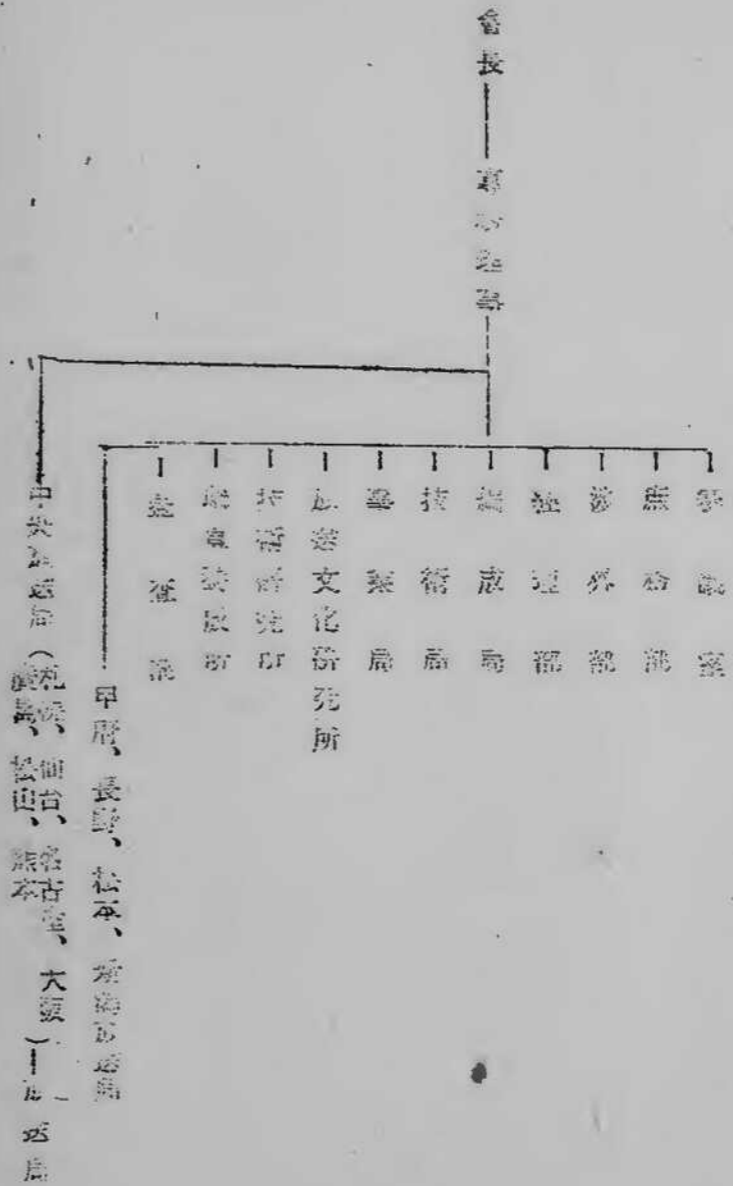
第八條乃至第十條ノ規定ハ之ヲ監事會ニ準用ス

第十四條 評議員會ハ會長之ヲ招集ス

評議員會ニ於テハ出席評議員ノ中ヨリ議長一名ヲ互選ス

第八條ノ規定ハ之ヲ評議員會ニ準用ス

日本印刷協會事務分りびに主眼役員



役員名簿

會長 高橋 宗三  
 専務理事 古川 寛  
 常務理事 藤井 俊二  
 常務理事 小川 敏  
 常務理事 藤田 弘  
 常務理事 田中 貞

(印刷局 兼 印刷文化研究所)  
 (印刷局 兼 印刷研究所)  
 (印刷局 兼 印刷資料部)  
 (印刷局 兼 印刷研究所)  
 (印刷局 兼 印刷資料部)

役員名	職別	住所	年齢	経歴
高橋 宗三	會長	大阪府大阪市	58	印刷局 兼 印刷文化研究所
古川 寛	専務理事	大阪府大阪市	52	印刷局 兼 印刷研究所
藤井 俊二	常務理事	大阪府大阪市	48	印刷局 兼 印刷資料部
小川 敏	常務理事	大阪府大阪市	45	印刷局 兼 印刷研究所
藤田 弘	常務理事	大阪府大阪市	42	印刷局 兼 印刷資料部
田中 貞	常務理事	大阪府大阪市	40	印刷局 兼 印刷研究所

備考

各年別に示してある。又し二十二年度は十二月三十一日現在である。  
 又、五十五年からは昭和十八年までの、また五十六年から十八年までの期間である。

一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	二	一	〇	〇

六	六	六	六	六	三	九
〇	〇	八	〇	〇	一	九
〇	〇	〇	〇	六	八	三

二	二	二	一	一	一	一
二	一	〇	〇	八	七	六

六	六	六	六	六	一	八
〇	一	一	二	五	七	〇
六	九	八	三	〇	〇	〇
八	三	二	〇	〇	〇	〇

日本國內送電一覽

送電局別表

九〇

内詳  
送電局数

四六

第二送電局別表

一六

電力別送電局別表

電力(キロワット)	局所数	局名
(放送局)	四六	東京
五〇〇〇〇	一	札幌、大阪、名古屋、廣島、熊本、仙台
一〇〇〇〇	六	平府、長野、松本、新潟、静岡、金澤、横濱、富山、山形、秋田、大分、佐賀、熊本、高知、徳島、秋田
〇五〇〇〇	三〇	山形、岩手、福島、香取、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、奈良、徳島、香取、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、奈良、徳島

電力(キロワット)	局所数	局名
(第一送電局)	一六	東京、神井、郡山、弘前、旭川
一〇〇〇〇	一	高松
〇五〇〇〇	三	東京、神井、郡山、弘前、旭川
〇一〇〇〇	七	東京、神井、郡山、弘前、旭川
〇〇〇〇〇	三	秋田、松山
(中継局表)	四三	東京、神井、郡山、弘前、旭川
〇五〇〇〇	一	東京、神井、郡山、弘前、旭川
〇一〇〇〇	三	東京、神井、郡山、弘前、旭川
〇〇〇〇〇	三	東京、神井、郡山、弘前、旭川

送電所  
送電所  
送電所

電力(キロワット)	局所	局所名
50000	—	東京
10000	—	大阪 名古屋 佐賀
40000	—	札幌
30000	—	仙台

送電所

電力(キロワット)	局所	局所名
30000	—	東京、盛岡
20000	—	小倉
10000	—	茨城、岡山、山口







短波長及大電力放送局

一九四一年末現在

國別	短波長放送局	大電力放送局 100キロワット以上	合計局數
亞細亞州	1	1	2
日本	1	1	2
南洋羣島	1	1	2
歐洲	1	1	2
英國	1	1	2
法國	1	1	2
德國	1	1	2
蘇聯	1	1	2
美國	1	1	2
加拿大	1	1	2
南美洲	1	1	2
大洋洲	1	1	2
非洲	1	1	2
澳洲	1	1	2
紐西蘭	1	1	2
合計	11	11	22

國別	短波長放送局	大電力放送局 100キロワット以上	合計局數
歐洲	1	1	2
英國	1	1	2
法國	1	1	2
德國	1	1	2
蘇聯	1	1	2
美國	1	1	2
加拿大	1	1	2
南美洲	1	1	2
大洋洲	1	1	2
非洲	1	1	2
澳洲	1	1	2
紐西蘭	1	1	2
合計	11	11	22

年度別放送聴取者普及状況

年 度	許 可 数	廢 止 数	増 減 数	年度末現在数	普及率 %
大 13	5,455	-	5,455	5,455	0.1
14	26,480.7	11,755	25,305.3	26,830.7	2.1
昭 15	18,872.2	8,116.3	10,255.9	36,106.6	3.0
16	13,051.0	10,124.7	2,906.3	36,012.9	3.3
17	30,695.6	13,248.2	17,447.4	56,460.3	4.7
18	25,837.1	15,740.6	9,896.5	65,047.8	5.4
19	30,109.7	17,262.8	12,846.9	77,894.8	6.1
20	46,501.3	18,800.3	27,481.0	1,053,778	8.3
21	52,947.0	16,538.2	36,308.8	1,418,732	11.1
22	49,863.0	20,530.6	26,180.1	1,714,223	13.9
23	51,070.5	24,583.8	26,486.7	1,979,096	15.5
24	65,917.4	21,807.2	44,301.5	2,429,111	17.9
25	72,877.7	24,812.8	48,271.2	2,904,323	21.4
26	94,256.0	26,281.6	67,963.9	3,584,462	28.4
27	87,808.9	29,890.0	58,126.7	4,165,729	29.4
28	99,863.4	29,885.1	69,640.8	4,862,137	34.4
29	1,162,556	353,529	808,804	5,680,31	39.2
30	1,324,754	367,675	956,205	6,624,326	45.8
31	829,479	402,021	426,695	7,051,021	43.7
32	639,950	343,473	295,008	7,346,929	49.5
33	364,613	239,053	126,750	7,473,688	50.4
34	304,912	203,895.8	△ 1,755,612	5,723,076	39.2
35	1,135,460	1,159,603	△ 22,608	5,705,468	38.6
36	1,352,690	629,349	737,736	6,443,206	49.6

備考 増減数は異動数を含む

裏面白紙

月別放送聴取者普及状況

昭和22年度

月別	許可数	廢止数	増減数	月末現在数	普及率%
22年 4月	95,604	37,642	68,412	5,768,880	39.0
5月	90,600	61,775	27,516	5,798,396	39.2
6月	84,839	54,071	32,114	5,828,510	39.5
7月	88,186	55,847	32,124	5,861,634	39.7
8月	163,925	40,540	130,555	5,992,189	40.5
9月	140,013	62,005	77,590	6,069,779	41.3
10月	123,597	72,234	49,223	6,119,002	41.5
11月	120,210	59,532	67,395	6,186,397	41.9
12月	90,887	59,940	29,791	6,216,190	42.0
23年 1月	93,634	39,127	56,097	6,272,287	42.4
2月	113,945	55,242	57,770	6,330,057	42.8
3月	147,250	35,394	113,149	6,443,206	40.6
計	1,362,690	629,349	737,336	6,443,206	40.6

- 註
1. 増減数には異動数を含む
  2. 従来全国世帯数 14,786,307世帯  
 本年三月より 15,870,801世帯(昭和22年10月1日の国勢調査による)世帯に切  
 換へられた。因に、従来世帯数によれば、三月末普及率は42.9%となる

裏面白紙

各國郵政普及状況

国名	人口(単位千人)	年	普及者数 (単位千人)	年	千人=付
デンマーク	3,706	1935	705	1941	190.1
スウェーデン	6,251	1935	1,470	1940	235.2
アメリカ	131,410	1940	29,397	1940	223.7
イギリス	46,040	1931	9,132	1940	198.3
ドイツ	72,375	1940	15,134	1941	190.6
オーストラリア	6,630	1933	1,185	1940	178.7
スイス	4,066	1930	677	1942	171.4
オランダ	8,560	1936	1,431	1941	167.1
ノルウェー	2,814	1930	427	1940	152.4
フランス	41,907	1936	5,133	1940	122.4
ベルギー	8,092	1936	763	1940	117.0
カナダ	10,380	1931	1,230	1939	118.4
ポーランド	9,627	1937	1,021	1939	106.1
フィンランド	3,667	1930	348	1940	94.8
アルゼンチン	12,560	1937	870	1937	69.3
イタリア	42,974	1936	1,647	1941	38.3
チェコ	4,590	1937	150	1938	32.7
ソ連	170,467	1939	3,738	1939	23.1
スペイン	24,580	1936	288	1941	11.7
ブラジル	47,790	1935	460	1938	9.6
ルーマニア	13,200	1940	114	1941	8.6
ギリシャ	6,930	1935	58	1939	7.9
トルコ	16,201	1935	101	1941	6.2
日本	78,090	1947	6,443	1948	82.6

裏面白紙

事業の收支状況

昭和二十三年度事業予算は、聴取料改訂問題、鐵道通信料金その他の物價改訂が未決定のため未だ決定をみかねが、昭和二十二年度の予算において、その收支を概観すれば次のとおりである。

收支総額は、九億九千萬圓で、収入内譯は、	
前期繰越金	一四、九四七、二二一圓
資本収入	一〇七、八六一、一八八
事業収入	八六九、一八二、一四八
事業外収入	一、三〇三、四九三
であり、支出は、	
建設費	一六三、三〇四、八二三圓
諸返還金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
事業費	七七三、六六二、〇二七
事業外経費	一一、〇二七、二〇〇

予備金

である。

三五、〇〇〇、〇〇〇圓

収入の主たるものは、資本収入においては、借入金、事業収入においては聴取料である。支出においては、建設関係として、放送施設費九千二百萬圓、諸設備費七千百萬圓、事業関係としては、放送費二千九百萬圓、技術費一億六千萬圓、開發維持費四千九百萬圓、加入費一億六千六百萬圓、放送文化研究費四百七十萬圓、技術研究費一千九百萬圓、共通費一億四千萬圓等がその主たるものである。

各種の証券の流通形態一覽 (一) 証券の種類別 (二) 証券の流通形態別

証券名	証券の種類	証券の流通形態	証券の流通形態
英國	國債	公債 (EBO)	郵政貯蓄により交付する一定の資金
米國	國債	主として EBO・CO・MBO 等の証券に於ては、その外債人の証券に於ては、行方不明となる	商業放債により交付する資金
滿洲	國債	有限責任會社 (ラジコトイノスト)	商業放債により交付する一定の資金
加拿大	國債	公債 (BO)	商業放債により交付する一定の資金

証券名	証券の種類	証券の流通形態	証券の流通形態
加拿大	國債	公債 (BO)	商業放債により交付する一定の資金
英國	國債	公債 (EBO)	郵政貯蓄により交付する一定の資金
米國	國債	主として EBO・CO・MBO 等の証券に於ては、その外債人の証券に於ては、行方不明となる	商業放債により交付する資金
滿洲	國債	有限責任會社 (ラジコトイノスト)	商業放債により交付する一定の資金





米國

米國の放送事業は一九二〇年世界の諸國にまさりかけて始められたが、開始以來現在に至るまで營利追求の私企業形態の下に約八八〇の放送局がC B C、W B C、N B C及新聞社放送局の四大放送網の爲れから成り立つた。全なる私有私營で運営されている。政府は、單に、連邦通信委員會(F C C)を通じて周波数、コールサインの割當、放送局の設立認可等を間接的に監督しているに過ぎない。聴取料は無料で國民は何れも自分の好む放送を聴くことができるので各放送局は商業放送によつて得る廣告料金によつて經營費に充當している。

瑞典國

瑞典の放送事業は、瑞典王國政府の監督統制の下に公營總局と有聲會社ラヂオトヤンストが「協定」に基づいて、建設保守は總局において、プロその他の經營は總局、會社共同で行う「官民共營」の獨占企業形態である。王國政府は會社の社長、取締役、取締役代理、會計委員等を任命する權利を有し且つ政府によつて組織された委員會の機關によつて番組編成に關する會社の行動をも統制することが出来る。廣告放送は認められていない。受信機所有者から税を徴収する。

※一九三五年四月十日於ストックホルム協定締結。

加奈陀

加奈陀では一九三五年本國BBCに倣つてCBC（カナダ放送協會）を  
組織して獨占形態の下に放送事業を行つてゐる。然しカナダの放送事業  
の組織は一種獨特なもので公企業と私企業が結合されておゐり、カナダ放  
送協會は公有と私有の放送局からなる放送網によつて放送を行つてゐる。  
即ち地方に散在する私有放送局は地方放送の役目を果している。  
カナダ放送協會はその放送業務について議會放送委員會から周到な注意  
と政策と運営方針を與えられる。また協會は商業放送を行つてゐる  
が、アメリカの如く純粋な民營ではなくて委員會の統制下にある。  
經營費は聴取者より受ける許可料及商業放送による廣告料をもつてこれ  
に充てる。

（一九四八年四月三十日「日本タイムス」による）

加奈陀

加奈陀の放送事業は加奈陀無線放送委員會が行う公營放送と私設商業局  
（素人放送局もある）の行う商業放送とあり經營の主体は前者は委員會、  
後者は私的団体及個人である。故に經營形態は一部公營、一部民營、非  
獨占形態といふことができる。  
特別法人たる加奈陀無線放送委員會は經營主体であると同時に國內の  
ゆゑ放送の監督機關である。この委員會は經營が任命する三名の委員  
らより大臣（海軍大臣）の副署を蒙り、議院の承認を経て國內に於ける一切の放送  
取締り及び監督する権限を有する。  
委員會の經費は聴取許可料、商業局及素人局放送許可料、その他の業  
務収入を以てこれにあてる。  
（一九三二年五月二十六日制定のカナダ無線電法による）

オーストラリア連邦

探明地帯の土地は、個人または法人の所有する公有公營の「探明地帯」として、探明地帯の権利は「探明地帯」の二つの企業形態をとっている。

探明地帯の権利は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

探明地帯の権利は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

探明地帯の権利は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

探明地帯の権利は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

ソビエト連邦の社会主義的経済

ソビエト連邦の社会主義的経済は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

ソビエト連邦の社会主義的経済は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

ソビエト連邦の社会主義的経済は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

ソビエト連邦の社会主義的経済は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

ソビエト連邦の社会主義的経済は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

ソビエト連邦の社会主義的経済は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。

ソビエト連邦の社会主義的経済は、探明地帯の権利者（探明地帯、探明地帯、探明地帯、探明地帯）により、探明地帯の権利者として認められている。



瑞典に於ける放送事業制度に關する協定書

(一九四五年六月十日迄の變更を含む)

萬國電報通信聯盟月報

九四七年二月號附録より譯出





用することができる。

第五章、受信機所有者の許可状は、總局によつて交付せられる。

會社は、その事業運営費用を支辨するに必要な金額を總局より受領する権利を有し、なほまた、會社はその本來の收入の上に、原價消却、必要な租税並に豫備基金の拂込み及び株主への配當割當（第十四及第十五章参照）のため、必要とする金額を、放送事業擔當に對する報酬として總局から受領する権利を有する。併しながら、かくして支拂を受けた金額の年間總額は、新たに命令あるまでは、一許可状につき、最大四十五、三クーローナに相當する數字以上に出ることはできない。この計算は、無料許可状を含まざる許可状の年間平均數が、最大限百八十万に達するとの計算に基礎を置いてゐる。會社は、總局が交付した許可状の數及びこれに關聯する問題について、總局が提供するあらゆる資料を受くる権利を有する。

許可状のいづれが有料なるか又は無料なるかの決定は王國政府に留保せられてゐる。

第六章、第五章の規定に因る金額は、必要の都度それぞれ請求に基づいて支拂はれる。しかしながら、會社は、同一の月に於ては、第五章により権利を有する最高總額の最大限十二分の一以上の支拂を受け、ことはできない。但し右規定により、同一年度の前數ヶ月の分として會社に支拂はるべき金額が、未だ支拂はれざる場合を除く。會社が、同一會計年度内に於て、第五章の規定により権利を有する以上の金額を受取りたる場合は、會社はその餘剩金額を總局に拂戻する。

會社の事業運営のため、總局が會社に對し行ひ得べき基金の前渡に對しては、會社は總局によつて認められた擔保を提出する義務がある。



第七章、放送番組は多様性のものにして、健全な娯樂を構成するものであり、また一般的に、放送に對する民衆の興味を繋ぐに適切なものとなければならない。放送番組は知的、文化的、藝術的の観点から觀て、高度の水準に保たるべく、又眞實性、客観性及び不黨性<sup>レ</sup>を示すべきものである。

會社は、その職務實施に當つて、平和關係に於ける放送の使用に關する一九三六年九月二十三日の國際條約の第一章から第五章迄に含まれた規定に嚴格に服する義務がある。この目的のために總局は、前記條約が適用される國々の表を會社に譲らしめなければならぬ。放送事業は、その遂行様式によつて、民衆の教育、訓育に益するものとならなければならない。

番組編成に於ては、全國番組の分割の結果を招くことなく、國の諸地方の要求及び希望が斟酌<sup>レ</sup>されるべきである。このため、會社の局と地方との接觸は、効果ある形に於て組織されるべきである。

更に、放送事業が、文化的、財政的見地から、利益あると認むる場合、會社は、官の補助金を受くる民衆教育音樂の諸協會と出來得る限り最良の提携を設定するに務むべく、又其他の團體及企業体にして、その活動が演奏會、講座、講演等を組織するといふが如きものについても亦同様になすべきである。

會社は、私設放送局に對して、前述せる諸問題に關し、指示を與ふべきである。

會社は、王國政府が發することあるべき放送番組統制に關する規定に服すべきである。

第八章、會社は、放送番組に關する限り、第三者のあらゆる權利侵害に對して責任がある。

第九章、放送番組は、瑞典新聞通信社或は王國政府によつて認められた其他のあらゆる機關の提供するニュース又は通信以外、類似のニュース又は通信を組入れてはいけぬ。



信機を使用することとはできない。  
學校及其他訓育施設向放送乃至個別の教育目的による放送のため、別の時間中、放送室を含めて機を使用することは、官廳公示や官廳通信のため及び電信省のために行ふべきと同様、總局の自由に任ざるべきである。

第十三章、會社は、その金庫中に収納せられたる基金が、最も適切に、最も経済的に、直接放送事業の運営に充つらるべきことを専心看視すべきである。會社は、この基金を放送番組告知費用に充てるため使用しないように務める。但し會社の取締役會が、其都度、真摯一致で可決した決定に基く例外例、特殊な場合に於けるものを除く。  
放送ニュース及び放送ニュース通信の取得、編輯及朗讀に關して、瑞典新聞電報社と對し、會社により支拂はるべき報酬は、年二十五万クローナの額を定應してはならない。  
會社と前記新聞社との間の運送に關する有効期間中に、ニュース提供

に關して、相當互額の追加費用を請求とする特別な状態が発生し、若しくは、別の理由から、前記新聞社の意見徴られた額を上廻る収入額が、該新聞社の業務費等と見做されたる額を上廻る収入額に對し、前記新聞社が對し、前記新聞社が對し、新聞紙が通常支拂つた印刷費用料以外に、要請する費用を請求するに關し、新聞紙が通常支拂つた印刷費用料と同一の率に於て計算されたる追加報酬を支拂ふことができる。しかしながら、該新聞社の株主に割當せられたる利益配當が、百分の四以上を算する場合は、かかる支拂ひを行ふ必要はないものとする。

第十四章、會社は、會社の利益資本金の最大額百分之四の利益配當を株主に配分することが出来る。しかしながら、一年乃至二年間を亘り、最大配當が配分されなかつた場合、會社は、翌年度中の利用可能の剰餘利益に基き、その利益配當を、その剰餘利益に支拂ふことができる。  
第十五章、會社は、その利益配當を、その剰餘利益に支拂ふこととする。剰餘利益は、如何なる場合にも、資本金の百分の十に相當する金額を超えてはならない。





當業者の一方より。この最終日の少くも七ヶ月前に。廢業の通告が  
行はれざる限り。三年の期間内にも亦同様の期間延長が考慮せらるゝ  
ものとする。

第二十三章。有限會社株式會社の定款に。その本文が現業定款  
附屬してあるが。これに。当該定款の同意なくして變更せられること  
はできぬ。

第二十四章。會社は。当該定款の同意なくして。現業定款を他人に譲渡す  
ることの禁ぜられてゐる。本條定款二項を廢止せられ。在業者間を交換  
せらるべきものである。

一九三五年四月十三日

三ノ三ノ三

(註) 會社の定款に。その定款を交換してある。

日本郵政の放送無線電

一九四二年第三三号

放送無線電法（一九四二年六月十二日裁可）

日本郵政の國王陛下、元老院及び衆議院によつて左の通り制定する。

第一章 序 則

- 一 この法律は一九四二年漢字放送無線電法と称える。
- 二 この法律は公布の除定める期日からこれを施行する。
- 三 この法律は左の各章にこれを分つ

第二章 序 則

第一節 國管放送業務

第一節 委員会の設置及び構成

第二節 委員会の権限及び任務

第三節 委員会の総理

第四節 技術的業務

第五節 雑 則

第三章 商業放送業務

第一節 免許状

第二節 商業放送局の所有又は管理制限

第三節 技術的條件

第四節 放送種目

第五節 雑 則

第四章 国会常任放送委員会

第五章 總 則

この法律には別に意義を表示しない限り、

この法律の規定に關して「権限を有する官吏」とはその規定の適用上  
 大臣により権限を與えられた官吏であり、「放送局」とは一般公衆に  
 よる受信を目的とする事項を送るための局所であり、  
 「商業放送局」とは國管放送局以外の放送局であり、  
 「委員長」とは委員会の会長であり、  
 「國管放送局」とは國管的放送種目を送るために郵政總監の提供する  
 局所であり、  
 「商業放送業務」とは商業放送局の提供する業務であり、

「委員会」とはこの法律に基いて組織される濠洲放送委員会であり、「長官」とは郵便通信長官であり、「資金」とはこの法律に基いて設定される濠洲放送委員会資金であり、「大臣」とは郵政総長である。「國管放送業務」とは國管放送局により委員会の提供する業務である。一九三二年濠洲放送委員会法及び一九四〇年濠洲放送委員会法はこれを廃止する。

六 この法律の規定は聯邦の各領域にこれを延長施行する。

第二章 國管放送業務

第一節 委員会の設置及び構成

- 七 濠洲放送委員会と称する委員会を置く
- 八 この委員会は永久相続權と公債を有する法人であつて、不動産及び動産を取得、所有及び処分し、且つ法人の名において訴訟を起し及びこれを受けることかできる。
- 九 裁判所、裁判官及び司法官吏はすべて委員会の文書又は届書に押捺する日録を注意し正当に封禁されていることを認めなければならぬ。

四 委員会の事務本局は大正の定める期日又はその以前に濠洲本土にこれを設置しなればならない。

八 委員会は委員五名より成り、少なくともその一名は日本人とする

二 委員の一名を委員長一名を副委員長とする。

三 委員は總督がこれを任命する。

九 此の法律の定めるところにより、この法律に基いて最初に任命される委員の任期は、委員長については五年、副委員長については四年、他の委員については夫々四年、三年及び二年とする

四 此の法律に基いて最初に任命される五名の委員の任命後の各任命については三年を期間とする。

三 委員がその任期終了前に解任する場合にはその残任期間に対して、他の委員を任命することかできる。

二 委員に任命される者はその任期の満了したとき再任されてもよい。

一〇 委員の報酬は左の割合による。

- 一 委員長 年々一千二百五十磅
- 二 副委員長 年々五百磅、及び



他の各委員 年三百円

（一）委員は総督の定める取償その他の手当を受ける。  
（二）委員が病氣又は欠席の場合には、副委員長出席するとき委員長を代理する。

（三）委員長、副委員長とも病氣又は欠席の場合には、出席委員かその一名を委員長代理に任命することができる。但し、総督は適当と認めるときは、総督の定める期間委員長を代理する者を任命することができる。

（四）総督が委員長を代理する者を任命するときは、その任命による報酬はこの法律第十條に委員長について定める報酬を超えない額を総督が決定する。

一三（一）他の何れの委員にても病氣又は欠席の場合には、総督は適当と認めるときは、その病氣又は欠席中委員の任務を行ふ者を任命することができる。

（二）かかる任命を受けた者の報酬は総督がこれを決定する。但しこの法律第十條第一項ハ号の定める報酬を超えてはならない。

一四 総督は報酬その他について適当と認める條件において委員に休暇を附することができる。

一五 総督は 委員又は委員代理の無能、非能率又は不品行のためにその職務を解任することができる。

一六 委員は左の場合には退任と認められる。

（一）この法律により総督が解任するとき。

（二）破産者となり、債主と和解し、債主に自己の債務の譲渡を行い又は破産に関する法律の規定を利用するとき。

（三）意識衰弱者となるとき。

（四）総督に宛て自筆の辞任書を出しその辞任を総督が受諾するとき。

（五）引続き二月間すべての委員会に欠席し総督の附與する休暇を除くとき。

一七 二十五名以上から成る三社の社員として及び他の三社と共同する場合を除いて、いかなる方法にても

（一）委員会により又は委員会のために締結する契約又は協定に關係し又は利害關係を持つに至るとき、又は

(二) かゝる契約若くは協定の利益又はそれから生じる利益若くは報酬の分與を受け又は分與を受ける権利を有するとき。

一六 (一) 委員会は委員長又は少くとも三名の他の委員の意見により事務を有数に行うため必要とする会議を開催する。

(二) 委員会の会議には委員三名を定数とする。委員長は出席し、可否同数のとき決選投票又は採決権を有する。

(三) 幹事長は成るべく委員会のすべての会議に出席する。但し委員会が命ずるときは一時会議から退席しなればならない。

一七 (一) 委員会は委員会の執行役員、の長たる幹事長及びその必共と認める他の役員及び職員を任命する。

(二) 何人も左に適合しなれば委員会の職員たることを許さない。

(イ) 英國生まれ又は帰化した英國國民

(ロ) 所定の診断により健康と身体適性について委員会の満足する者

(ハ) 公開の競争において所定の採用試験に合格した者及び

(ニ) 所定の形式により宣誓又は承認を行い且つこれに署名する者

但し委員会は所定の採用試験に合格しない者を所定の職又は所定の職種の職に採用することかである。

(三) 所定の採用試験に合格しに者のみに限られる職の職は所定の試験に合格する資格によつてこれを行う

(四) 所定の採用試験に關する適當な告示及び詳細事項は、報廣告、日刊新聞及び國管放送局からの放送により委員会か一般にこれを公表する

(五) 委員会の幹事長及び以下六名の最高有給執行役員に支拂う俸給の給は總會の承認を経ることを要する。

(六) 委員会の任命する役員及び職員は一九四一年一月二十二日聯邦公職員法の規定に従わなから、所定の條件（任期を含む）に従わなければならない。

(七) この條項により任命される役員がその任命の直前に聯邦の官公吏であつた場合には、委員会の役員としての職務は従前のものとこれより生じる権利を決定するために聯邦の官公職にあるものと同様にこれを考慮し、一九二八年、一九四〇年官公吏權利宣言法、同法附表にこの法律及びこの條項が規定されているものと見られ、これを準用する。

一九三二年、一九四〇年漢洲放送委員會法に基いて定められた漢洲

放送委員会の幹事長及びこの法律の施行直前同委員会の職務に就いて  
専し又は復役されている同委員会の他のすべての役員長はこの條項に  
基く委員会により夫々幹事長、役員及び職員に任命されたものとしめ  
られる。

### 第二節 委員会の権限及び任務

一六(一) 委員会は適當且つ廣汎な放送種目を供給し、國管放送局からこれを放  
送し且つ一般社会のために委員会が適當な放送種目の十分な発露に寄  
與すると認める一切の処置を取りなければならぬ。

(二) 委員会がその目的の適當に遂行に又はそれに附帶するいかなる目的に  
も必要と認めるときは、左の場合に公営音楽会その他の公共演藝会を  
開催する手配をなし、これを組織し又はこれに無助金の支出すること  
ができる。

(三) 音楽会又は演藝会の全一又は一部を放送するとき、又は  
同音楽会又は演藝会を教、宗教その他の非營業團體と共同にて開催  
し、委員会が入物料を徴収しないとき

一七 この法律に基いて委員会の編成と任務を行うため、委員会は適當と認め  
る方法にて文書、雜誌、定期刊行物、書籍、冊子、同章その他適當と認

める著作物（國管放送局その他の放送局の放送種目を含む）を編輯、調  
整、発行し無料又は有料でこれを配給、頒布することができる。  
但し、この條項による放送種目の公表、種目の写しを漢洲にて発行す  
る新聞雜誌の発行者に對すると同等の條件にて委員会事務局に提供する  
ことを要する。

一八(一) この法律の定めるところにより委員会は

(イ) この法律の適用上必要と認めらる土地、建物、地役、  
利又は特權を賃借又は収することかでき、且つ

(ロ) 委員会の財産、權利又は特權について賣却、交換、賃貸、処分、利  
用その他の処理を行うことができる。

(ニ) 委員会は大臣の承認を經なければ

(イ) 取得額五千磅を越える財産を取得し、又はいかなる方法にて、原價  
又は取得價格五千磅を越える財産を処分してはならない、又  
(ロ) 五年を越える期間の賃借を契約してはならない。

一九 この法律のいかなる規定にかかわらず、委員会は予め大臣の承認を得  
なければ、委員会に五千磅を越える支出を予わしめ、又は五年以上の期

同に置く。是を結ぶ権能を以えられない。

二三 (一) 委員会はこの法律に基いてその権限と任務を適当に行うために必要な放送室、事務室その他の設備及び大臣がその供給する技術的業務の適当な遂行のために必要とする放送室に関する設備を供給しなければならない。

(二) この條條により委員会の提供する放送室の位置は大臣の承認を受けなければならない。

二四 この法律の定めるところにより委員会はすべての國官放送局又は大臣の指定する國官放送局からその放送が公衆の利益になる故を以て大臣が文書により命令する事項を無償で放送しなければならない。

二五 (一) 委員会は廣告を放送してはならない。  
(二) この條項は委員会が適當と認めるときは、左の事項を放送することを禁ずるものではない。

(イ) 委員会の活動又はその影響に関する発表  
(ロ) 藝術、文学、音字若くは演劇の演出又は教育上の に従事する者又は團體の供給する糧目、又は  
(ハ) その糧目が廣告に使用するものでないことを委員会が認めるとき

は、個人又はいかなる團體の供給する糧目にも  
又この法律第十七條第四項による所定の採用試験の告示及び詳細事項又は前條による大臣の放送命令事項を放送することを禁ずるものではない。

二六 委員会は適當と認める方法にて世界各地の時事に関する報道を蒐集し、且つ新聞通信社に購読申込し得ることができらる。

二七 委員会は放送の最大利益を以るために適當と認める方法にて良質の管絃樂、合唱及び樂隊音楽を演奏するため音樂團體の設置及び利用に努めなければならない。

### 第三節 委員会の総理

二七 (一) 廣播放送委員会「資金」には適宜に支出される整理準備金(統一基金、整理公債基金、前種の収入より繰込まれるもので償費、皇室賞等を支弁す)から放送聴取者免許状から徴収する手数料で、この法律の定める部分に相当する額を随時に繰入れる。

(二) 前項の金額は一九四二年の各放送について徴収した免許料については左の通りである。

四 免許状に對して徴收した手数料が二十志又は十四志のときは、一九

四二の六月三十日以前免許状有効期間中各曆月毎に十一片

四 免許状に對して徴收した手数料が十志又は七志のときは、一各曆月

毎に五片半、及び

四 免許状に對して徴收した手数料が五志又は三志六月のときは、一各

曆月毎に三片

三 前項の適用上各放送廳取者免許状は、発行曆月の一日にこれを発行し

同日より十二曆月の期間満了により失効するものと認める。

二 此の條項の前各項に定める又振は毎月、各曆月の末日以後成るべく

速かにこれを行い、且つ各場合において前月中の有効免許状に關す

る相当額に近似する金額を支拂う。

一 補算は各四半期の終了後なるべく速かに過直にこれを行う。

四 此の條項の前項規定により大臣の指命するその省の官吏が証明し、

委員長に送附する計算書はすべての目的に對し最後の決定的なもの

とする。

七 委員会の支領する他の収入又は金額もこれを資金に充てられる。

四 資金の一部の投資から生ずる所得は資金の一部となる

二八 資金に充てられた金額は委員会が左の如くこれを使用しなければならぬ。

一 委員会がこの法律に基く権限、任務及び事務を行うため負担する経

費、料金その他の債務の仕拂。

二 委員の報酬及び手当、委員会の役員員の俸給、給料及び手当の仕拂、

及び

三 聯邦若しくは州の公債、又は政府の保証する債券に投資

四 委員会が投資することなく資金中に保有する金額は濠洲聯邦銀行に過

知予金若しくは定期予金に、又は一 equal 通知預金に一 equal 定期予金に預け入れ

ることかでき、予金中は主として資産としてこれを保有する。

三 前項の予金引出の小切手は委員会定める方法にてこれを署名する。

二 一 委員会がその設置及び運営に對する臨時費を支出することができる

ために、会計官は過直に支出される「整理準備金」から大臣が委員

会に必要と認める総額三万磅を超えない金額を前渡することができる。

二 前項により前渡する金額の外、会計官は隨時總會が委員会のため支

出する額を場合により委員会に前渡することができる。

三 此の條項による前渡金の條件は返済の担保及び條件と共に会計官の

定めるところによりなければならない。

三(一)委員会の計算書は毎年少くとも一回聯邦会計検査長官の査閲と  
査を受けなければならない。

(二)会計検査長官は各査閲及び検査の結果を大臣に報告する。

三二 委員会がその委員長、役員、その他の団体又は各個人に一件につき  
百磅を超える「報酬」を支拂うには大臣の承認を総ななければならない。

三三 委員会の所得、資産及び遺言は聯邦の又は聯邦の属しない國家のい  
かなる法律によつても、地方税、租税又は料金を課せられない。

三四 (一)委員会はその運営を財政的に独立して行う方法にてこの法律が與  
え且つ諒する権限と責任を執行する。

(二)委員会は借款その他の債務の償還に應じ且つ損失その他の減償償  
却に應じ得るために会計官が必要と認める減償基金を設定しなけ  
ればならない。且つ委員会が適当と認める目的「減償基金を設定  
した目的を除く」のため準備金として適当と認める基金をその收  
入から取除けることができる。

第四節 技術的業務

三六 郵政総監は委員会の提供する放送種目の傳送に関するすべての技術  
的業務の提供と運用を担当する。右の業務には他の放送管理者との  
種目交換のためにする送受信を包含し、右の送受信は委員会と郵政  
総監との相互の協定による。

三七 (一)この節に定める技術的業務を提供し運用するため、郵政総監又は  
その委任を受けた者は

(イ) 國官放送局へ電流を送るため、郵政総監の必要と定める電氣線  
路を架設、設置及び保守することができる、かかる電氣線路の  
架設、設置及び保守については、郵政総監又はその委任を受け  
た者は電氣線路の架設、設置及び保守に関する一、(一)年一  
九三四年郵便通信法第四章に基いて與え又は課せられると同一  
の権限を有し且つ同一の義務を負い、且つ

(ロ) 國官放送局の運営又は委員会の提供する種目の送受信機器の  
運用のため、郵政総監が必要又は得策と認める電流の供給を準  
備し、且つ何人からでもその供給を受けることができる。

(二)この條項中「電氣線路」とは電氣を傳達、傳送、變圧又は分配す

るために使用する一切の施設及び向施設又はその一部又はそれによつて  
送るべき電報を格納、回線又は支持する包装、被覆、外皮、導管（テ  
ニープ、パイプ）、隣垣、支柱（ピラー）、ポール、ポスト）、幹、  
張出承又は導子の一切を包含する。

六 郵政総監は國官放送業務のため委員会に対し無償にて左の施設を行う。  
（一）相互の協定による二以上の放送局からの同時放送を含む國官放送局  
から発射される公認國官放送業務放送室から発する放送設備、及び  
（二）送話器、ピックアップ装置その他聯邦内各地から臨時又は定期の放  
送に使用する一切の必要誘導機器

七 郵政総監は國官放送業務のため委員会の負担にて左の施設を行う  
（一）前條ロ号の機器の設置及び運用  
（二）各種の中継所を適切と認める放送所に接続するに必要な回線、及び  
（三）中継用その他公認國官放送業務放送所以外の場所に機器を設置して  
放送を行う目的のため永続的に必要とする機器

八 委員会が委員会のため又はその依頼により郵政総監又はその所屬官吏  
のした行為について何人でも郵政総監又はその官吏に対し提起する訴  
訟、請求又は要求に対していつても郵政総監に保障し且つ絶えず保障  
を継続しななければならない。

第五節 雜 則

一 この法律の定めるところにより、大臣は随時に口頭通知、電報又は  
文書を以て向通知に明示する事項又はその明示する種類若しくは性質  
の事項を放送することを委員会に禁止することかでき、又かゝる事  
項を放送しないことを委員会に要求することかできる。

二 かゝる通知を口頭とするときは、大臣は直ちに文書によりこれを確  
認する。

三 委員会が各会計年度の終了後成るべく速かに六月三十日以前に所定の書式  
による収支計算書及び貸借対照表を作成し、同年度の委員会事業報  
告とともに議会の両院に提出するため、大臣にこれを提出しなけれ  
ばならない。

四 委員会は報告中に左の事項の詳細を記載しななければならない。  
（一）この法律第二十三條による大臣の命令書により施設した各放  
（二）大臣が前條により與へられた権能を行使した各場合

四この法律の規定による外、大臣が委員会によるある事項の放送に  
ついで命令を発し又はその放送を禁止した場合  
一九三二年―一九四〇年濠洲放送委員会法に基いて組成された濠洲放  
送委員会にこの法律の施行直前に附與し又は負担せしめた一切の權利、  
物件、資産及び一切の債務、負債はこの法律により（新）委員会にこ  
れを附與し又は負担せしめるものとし、且つ前記の委員会を当事者と  
した契約、協定又はその証書中前記の委員会を指示する場合は（新）  
委員会を指示するものである。

第三章 商業放送業務  
第一節 免許状

四三 大臣は大臣の定める条件及び形式によつて何人にも商業放送局の免  
許状を附與することとができる。  
四四 大臣は商業放送局の免許状を申請者にその適当と認める詳細事項の提  
出を要することとができる。  
四五 この章に基いて附與される免許状による商業放送局の設置、建設、保  
護又は使用は一九〇五年―一九三六年無線電信法又はそれに基づく規則

に違反しないものと認められる。

四六 (一) 商業放送局の免許状は大臣の定めるところにより三年を超えない期  
間に対してこれを附與することができる。  
(二) 大臣は適当と認めるときは随時、現免許状又は更新の満期の日から  
一年を超えない期間に対して免許状を更新することができる。  
(三) 免許状の更新を欲する被免許人は現免許状又は更新の満期の日から  
少くとも六月以前にその更新を申請しなければならない。但し免許  
状が一年以内の期間に対し附與又は更新された場合には、現免許状  
又は更新の満期の日から少くとも一月以前に更新を申請しなければ  
ならない。  
四七 商業放送局の免許状は新免許状を発行し又は権限を有する官吏が更新  
期間を記載した覚書に署名し免許状に添附してこれを更新する。  
四八 (一) この法律に基いて附與又は更新された商業放送局の免許状について  
被免許人は免許状又は更新の適用期間の各年又はその端数に対して  
一九四二年商業放送局免許料法に定める免許料を支拂うことを要す  
る。



一 免許料は大臣の定める時差に分割（場合ににより）してこれを支拂うことを要する。

四 大臣は左の理由により通知書を以てその通知に明示する期間、商業放送局の免許状を停止し又は取消及び限定することかできる。  
（一）被免許人かこの法律の規定又は規則又は免許状の條件に従わなかつたとき、又は

（二）大臣が公益のためその処置を適當と認めるとき  
（三）何人もこの條項によつて得る免許状の停止又は取消及び限定のためには、邦 かりいかなる賠償も受ける権利を有しない。

（四）免許状の停止期間中、免許状はいかなる效力も有しないか、その適用期間は依然経過する。

五 大臣の同意書かなければ、商業放送局の被免許人は免許状を移動し又はこれを譲渡、轉貸その他の処分をし、又は他人に免許状の利益を共有せしめ、又は免許料により與えられた権能若くは権限を行使せしめてはならない。

六 大臣の同意書により、商業放送局の免許状を他人に移し、譲渡、

轉貸その他の処分をし、又は他人に免許状の利益を共有せしめ、又は免許状により與えられた権能若くは権限を行使せしめる場合には、この法律の商業放送局被免許人に關する規定はその他人を被免許人と見做してこれを準じ、且つこの法律に指示する商業放送局被免許人はその局についてはその他人をも指示するものである。但し、この法律の規定により被免許人が負う義務を被免許人又はその他人が履行するには、この履行の程度だけ被免許人及びその他人兩者の義務を緩和する。

七 商業放送局被免許人はその局の免許状附與の日から三月以内に又は大臣の承認する三月以上の期間内に免許状の條件によつて同局を業務を繼續しななければならない。

八 この法律の施行直前に実施中の放送局の免許状はこの法律の規定により、免許状を附與した日にこの法律がすてに施行されており、且つこの法律に關して商業放送局の免許状としてこれを附與したものと被し效力を繼續する。

第二節 商業放送局の所有又は管理制限

其の商業放送局の免許状の附與又は更新を申請する者は大臣にその要  
求する資料を提供し且つ免許状の附與又は更新により直接にも間  
接にも左の數以上の放送局を何人も所有しない。又その管理をし  
ない旨の法定宣言を申請とともに提出しなければならぬ。

(1) 各州に一都市商業放送局

(2) 漢洲に四都市商業放送局

(3) 各州に四商業放送局、又は

(4) 漢洲に八商業放送局

(二) 申請者が会社である場合は、前項の法定宣言は会社の取締役及び  
その理事又は幹事の過半数によりななければならない。

(三) この條項中「一都市商業放送局」とは一州の首都にて郵政廳から三  
十里の範圍内にある商業放送局である。

### 第三節 技術的條件

一 放送局の技術設備は大臣の満足する程度にこれを設計し、装置  
し及び保守しなければならぬ。且つ大臣の同意がなければこれを  
變更してはならない。

其の商業放送局の電力は大臣の承認によらなければならない。且つ大臣  
の同意がなければこれを變更してはならない。

其の各商業放送局の運用する周波數は大臣の定めるところによらなけれ  
ばならない。且つ局の送信設備の運用中大臣の満足する程度にこれ  
を一定に保持しなければならぬ。

其の商業放送局の位置及びその運用期間は大臣の承認を経なければなら  
ない。

其の商業放送局の技術設備はその設備を運轉する資格ありと大臣が認め  
る者によつてのみ運轉されなければならない。

五、商業放送局は相當の時期についても、経験を有する官吏の検閲に供し、これを供しなければならぬ。且つ被免許人はかかる検閲に對し、かかる官吏にあらゆる便宜を與へなければならぬ。

#### 第四節 放送種目

六〇 (一) 各商業放送局の被免許人は放送種目を提供し、その局から放送する種目が大臣の満足する程度であることを成るべく保證するよる種の種目放送を監督しなければならぬ。

(二) 商業放送局から放送する種目の全部又は一部が大臣の満足する程度でないときは、被免許人は大臣の命令により、その種目を大臣の満足する程度にするため變更しなければならぬ。

(三) 大臣は隨時に口頭通知、電報又は文書を以て同通知に明示する事項又はその明示する種目若しくは性質の事項を放送することを被免許人に禁止することができ、又か、る事項を放送しないことを被

免許人に要求することができる。

(四) か、る通知を口頭でするときは、大臣は直ちに文書によりこれを確認する。

六一 (一) 商業放送局の被免許人は廣告を放送することができる。

(二) 廣告放送を欲する被免許人は廣告料金表を發行し別に定める場合を除いては、何人にも差別なくその廣告業務を提供しなければならぬ。

(三) 被免許人は大臣の定める方法及び條件による場合を除いては、日曜日、に廣告を放送してはならない。

(四) 別に定める場合を除いては、醫藥に関する廣告は豫定廣告事項の本文が保健長官又はその條項に基いて大臣に提訴の上、大臣の文書による承認を得なければこれを放送してはならない。

(五) 保健長官はこの條項に基く廣告事項の本文を承認する権能を州の審官に委任することができる。

内かゝる委任は任意に文書によりこれを取消することができ且つ  
が、る委任は保健長官の権能の行使を妨げない。  
何人も保健長官又は保健長官の代理者の決定に對し大臣に提  
訴することができらる。

六二 商業放送局の放送する廣告を含む一切の事項は大臣の定める檢  
閲を受けなければならない。

六三 商業放送局の被免許人は所在地の濠洲内外を問はず他の放送局  
の放送種目の一部を發信局の所有者又は被免許許の同意及び大  
臣の承認を得なければ中繼又は放送してはならない。

六四 商業放送局の被免許人は左の事項を放送してはならない。  
(1) 著作権の存続する著作又はその一部を著作権者の同意を得ない  
いで放送すること、又は

(2) 新聞に發表され、又は新聞、又は新聞協會又は通信社又は通信  
業務の取得、蒐集、複寫又は綜合した記事又は報道を被免許人

と新聞、新聞協會、通信社又は通信業務との間の料金支拂及び  
條件に關する協定條款によらぬで放送すること。

六五 大臣は商業放送局の被免許人にその局から放送する種目中に大臣  
が隨時に定める公益事項を無料で包含せしめることを通知書によ  
り要求することができらる、但し、大臣の要求は放送事項が引續き  
十二時間中三十分間以上に及ぶことはない。

六六 商業放送局の被免許人はその局から放送する番組の發表前、その  
番組の寫しを濠洲にて發行する新聞雜誌の發行責委員會を含む  
同一條件にて局の事務所に供給しなければならない。

第五節 雜 則

六七 (一) 商業放送局の被免許人は

(1) その放送業務について各別の計算書を業務又は商業用定例書  
式により編成保存し、

(四) 計算書を要求し、大臣又は権限を有する官吏の検閲に供し。

(イ) 毎年六月三十日に終る年度の検査済年度貸借対照表及び損益計算書を所定の書式により大臣に提出し。

(ロ) 毎年六月三十日後三月以内に、左の事項を明示する法定宣誓を大臣に提供し。

(ニ) 同日に終る年度の局の經營が局經營者の利益となつたか否か、及び

(三) その年度の局の經營から得た局經營者の總收入、  
尚且つ同時に大臣の命ずる放送業務に關する記録を保存し、その寫しを要求により大臣に提供しなければならない。

(四) 被免許人は大臣の同意を得て、六月三十日以外の日を終る十二  
月を以てする計算期間を採用することができる、この場合前項

ハ及びニ號の規定は六月三十日とあるをその以外の日と見做し

その被免許人についてこれを準用する。  
(三) この條項の第一項ニ號に規定する法定宣誓を必要とする者が會社である場合は、會社の取締役及びその理事又は幹事の過半数

によらなければならない。  
スハ商業放送局の被免許人はいつても、その免許狀に基いて運用す

る設備について特許權使用料要求權及び被免人の運管から生ずる一切の要求權に對して是へ大臣に保障しなければならない。

スニ (一) 大臣は商業放送局の免許狀の通用期間中、免許狀を附與する條件の全部又は一部を變更することができる。

(二) 被免許人は自費にて且つ大臣の満足する程度にかゝる變更を

實施しなければならない。  
セ 商業放送局の被免許人は大臣の命ずるとき及びその命ずるときより自費にてその局の電柱に標識燈を取附け維持し且つこれを塗装しなければならない。

七十一の章の規定に基いて大臣又はその代人の通知、要求又は同意  
（文書によることよらないことにかかわらず）は権限を有する官吏  
がこれを取扱い、且つ商乗放送局の被免許人にその定任又は最  
近まで判明していた住所又は事務所宛て書留郵便によりこれ  
を送達することができる。

#### 第四章 議會常任放送委員會

七十二 この法律施行後成るべく速かに、且つその後の各議會の最初  
の會期開始の際、議會常任放送委員會（この章には「委員會」  
（ロミテ）と略稱する。）と稱する九名の議員の連合委員會を、  
議會の兩院連合委員會の委員任命に關する議會の手續に従つ  
て任命する。

(一) 委員會の委員三名は元老院議員を元老院が任命し、その委員  
六名は衆議院議員を衆議院が任命する。

(二) 委員會の委員は各州を代表する元老院議員少くとも一名又は

各州にて選舉された衆議院議員少くとも一名とする。

(四) 國務大臣、元老院議長、衆議院議長及び各議院の委員会委員長

はこの委員会委員に任命される資格を有しない

七三 委員会委員の適合委員会委員としての任期は當分の内議會の存続  
期間とし、衆議院が解散又は満期により消滅するときは直ちに任  
期を終了する、且つ委員はこの法律が委員会に附與し又は負擔せ  
しむるところにより権限を有し且つこれを行使し、職務を行い且  
つ義務を負ふ

七四 委員会の各委員はその職掌に任し又は委員会に會議に参加する  
前に、この法律の附録の形式により宣誓書を作成し署名しなけれ  
ばならない

七五 (一) 委員会の委員は元老院議員は元老院議長に、衆議院議員は衆議  
院議長に宛て自書にて委員の職を辭任することができる

(二) 委員会委員の職を辭任し、或は元老院議員又は衆議院  
議員をやめるときこれも辭任しえものと認められる

七六 委員会に缺員が生ずる場合、議會會期中は缺員の發生から三十日

以内、會期中でないときは次の開會の後三十日以内にこの法律第  
七十二條の手續に従い任命によりこれを補充しなければならぬ

七七 委員会のいかなる會議にも五名を定數とする

(一) 委員会又は委員長及び委員を置き、その最初の會議又はそ  
の後成るべく速かに委員会委員がこれに互選する

(二) 委員長、又は委員長缺席その他の事故の場合副委員長が委員会  
の一切の會議の議長となる

但し、定數の出席する委員会會議に委員長及び副委員長缺席す  
るときは、出席委員が其中一名の中一名を假委員長に任  
命することができる、假委員長は委員長及び副委員長の不在中  
この法律により委員長又は副委員長に與えらる一切の權限を  
有する

七九(一)委員会に發生する一切の議題は出席委員の過半數の投票でこれを  
を決し、可否同數のときは委員長が贊成又は採決權を有する  
(二)すべて採決の場合には投票者の氏名を議事録及び報告中に記載  
する

八〇(一)委員會はこの條項により休會又は休會中及び會期中開會し議事  
を行うことができ、且つ委員が適當と認める時日及び場所にて  
開會し、適當と認める方法にて議事を行うことができる

(二)委員會は議會の兩院のいずれかが現に會期中にはその院の同意  
がなければ會議を開いてはならない

八一(一)委員會は議會の各會期開始前にこの法律に基く議事の報告を總  
督に提出しなればならない

(二)その報告は提出の後議會各院の開會十四日以内に各院にこれを  
提出する

八二委員會は總督の命ずる方法にてその會議の詳細な議事録を保存し

なければならぬ

八三議事を附託された委員會がその報告を提出する前に期限を経過し  
又は法定の存在を喪失する場合に、その委員會の調査した證據  
は同一事項の報告を附託される後繼委員會によりその後繼委員會  
が調査したものとこれを見做す

八四委員會及びその委員の權限、特權及び免除はこの章の規定により  
議會の各院、その議員及びその委員會委員のものと同である

八五(一)委員會はこの法律の規定により、議會の各院が決議により委員  
會に附託する濠洲又は聯邦各領域の放送に關する各事項及び大  
臣が委員會に附託するその他のかゝる事項について審議し議會  
に報告しなればならない

(二)大臣は委員會(譯者註、國營放送業務の委員會)又はこの法律  
施行の際濠洲商業放送局聯合會と稱える團體が委員會附託を大  
臣に依頼する事項を委員會に附託する



第五章 總則 (譯者注意、以下單に委員會とあるは國營放)

八六 委員會又は商業放送局被免許人はこの法律により又はこれに基いて認可される場合を除いては、一九〇一年―一九三四年郵便電信法又は一九〇五年―一九三六年無線電信法のいずれかの規定に違反する通信をそれ等の法律を執行する大臣の承認又は大臣の附與する免許状がなければ、送信し又は中繼のため受信してはならない

八七 (一) 大臣は各州において放送顧問委員會を任命する

(二) 顧問委員會の職務は放送種目又はこの法律又は規則により委員會又は商業放送局被免許人に與え又は負擔せしめる權限、義務又は職務の行使に關する一切の事項について大臣に勸告することである

八八 (一) 委員會及び各商業放送局被免許人は成るべく地方の才能を有する者の發達を奨励し且つ放送種目に有用な貢獻をなす資格ありと認

める者の奉仕の利用に對する制限を除くことに努めなければならぬ

(二) 國營放送業務の占める全時間の百分の二五以上及び商業放送局の音楽放送に占める全時間の百分の二五以上を濠洲人の作曲家の作品の放送に充てなければならぬ、その放送は濠洲産の音盤又は關係放送局の放送室に現に出演する藝術家のいずれかによる

八九 (一) この條項の規定により、委員會は政治演説又は政治問題に關する事項を國營放送局から放送する程度と方法を決定することができ、商業放送局被免許人はその局から、る演説又は事項を放送する手配をなすことができる

(二) 委員會又は商業放送局被免許人は聯邦又は州の議會、かゝる議會の各議院又はかゝる議院の缺員に對する選挙を行う日の投票締切前いつでも、又はその當日に先だつ二日間の内いつでも左の演説又は事項の全部又は一部を放送してはならない

(イ) 選挙候補者を批評し又はそのための投票を依頼すること  
(ロ) 選挙候補者の属する政黨を批評し又はその支持を主張すること

(ニ) 選挙人に提供される案件、又は選挙候補者又はその属する政黨の政策の一部を批評し、明示し又は指示すること

(三) 選挙に関する集會開催について述べること

(四) 委員會又は商業放送局被免許人はかゝる選挙の令狀發行の日より投票締切までいつでも、前項に列記する候補者、政黨、案件、政策又は集會に関する事項の脚色を放送してはならない

ル(一) 國營放送局の場合委員會、又は商業放送局の場合被免許人は、本人又は録音装置により局から放送する政治問題若くは時事問題に関する演説又は聲明を行う各放送者の本名をアナウンスせしめなければならぬ、演説又は聲明が政黨のために行われるときは、その政黨の名をアナウンス中に入れなければならぬ



る項目の原稿の一部は局の所有者又は被免許人の同意及び大臣の承認がなければいかなる方法にてもこれを發表してはならない

九四 (一)別に定める場合を除いては、醫療の問題に關する談話はその原稿を保健長官、又はこの條項に基いて大臣に提訴の上大臣が承認しなければこれを返送してはならない

(二)保健長官はこの條項に基く醫療問題の談話の原稿を承認する權能を州の醫官に委任することができる

曰かゝる委任は任意に文書によりこれを取消すことができ且つかゝる委任は保健長官の職務の行使を妨げない

四何人も保健長官又は保健長官の代理者が醫療問題の談話の原稿の承認を拒絶することに對し大臣に提訴することができる

九六 (一)放送事項の原稿は大臣又は總長を有する官吏の認可がなければ暗號で記載してはならない

(二)この條項の適用上、原稿がその一部左の誤謬より成るときはこれを暗號と認める

(イ)連絡する意義を持たないか又はその意義が少數者の外には秘密とされる語辭又は

(ロ)人爲語

九六 (一)大臣は何人にも申請により且つ所定の免許料を徴收の上、放送聴取者免許狀を附與することができる

(二)別に規則の定める場合を除いては、放送種目の受信に使用することのできる装置の所有數と同數の放送聴取者免許狀を持たなければならぬ

曰放送聴取者免許狀は大臣の定める形式により又はこの法律施行の附則に使用した形式により所定の免許料を支拂の上いずれの郵便局にてもこれを受けることができる

四放送聴取者免許狀の附與は所定の條件に従わなければならぬこの法律に基く放送聴取者免許狀により放送種目の受信に使用することのできる装置を設置、維持又は使用することは一九〇五年—一九三六年無線電信法又はそれに基づく規則に違反しない

ものと認められる

(六) 放送種目の受信に使用することのできる装置で放送聴取者免許状の效力を有しないものを設置する屋敷若しくは場所又は屋敷若しくは場所の一部の占有者はこの法律に違反し有罪とされる

(七) 被告人がその屋敷若しくは場所又は屋敷若しくは場所の一部に当該装置のあることを知らず且つ相當な努力にかかわらずこれを知らることができなかつたことを證明するときは、かゝる犯罪の起訴に對する辨護となる

(八) 何人も相當な事由（その證據を必要とする）がなくて、放送種目の受信に使用することのできる装置を

(イ) 設置、建設、維持又は使用し、

(ロ) 所有し、又は

(ハ) その装置のある屋敷若しくは場所、又は屋敷若しくは場所の一部を占有する

者、及び装置を設置、建設、維持又は使用し、所有し、又はそ

の占有する屋敷若しくは場所、又は屋敷若しくは場所の一部に装置したとき有效であつた装置の建設運用を許可する放送聴取者免許状を、権限を有する官吏の要求により直ちに提示しないか又は提示せしめない者はこの法律に違反し有罪とされる

九七

(一) 放送聴取者免許状の附與及びその免許料徴收のため濠洲及び聯邦領域を左の二地區に分つ

(イ) 第一地區は大臣が定める放送局から二百五十哩の概定半徑内の全地域を包含する及び

(ロ) 第二地區は第一地區以外の濠洲及び聯邦領域の全地域を包含する

(二) 大臣は放送聴取者免許状の保有を必要とする装置の設置地區を定めることができる

曰 大臣はこの條項第一項に定める地區の境界を変更し又は別に地區を設けることができる

九八 この法律に基いて附與する放送聴取者免許状又はその更新に對する免許料は左の通りである

第一地區の免許狀

一 放送種目の受信に使用することのできる装置一個を一人が所有する免許狀一該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數に二十志、及び

二 かかる装置二個以上を一人が所有する免許狀は各個毎に一該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數につき十志

第二地區の免許狀

一 かかる装置一個を一人が所有する免許狀一該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數につき十四志、及び

二 かかる装置二個以上を一人が所有する免許狀は各個毎に一該免許狀又は更新の適用期間一年又はその端數につき七志

但し、

一 放送聴取者免許狀又はその更新は十六歳以上の盲人、又は大臣の承認により五十 以下の生徒の在學する學校に無料でこれを附與することができる

一 放送聴取者免許狀又はその更新は一九〇八年一、一九四二年傷病老年者年一法に於いて規定する者、及び單獨居住者又は他の年金受領者と同化する者、及び免許料の半額でこれを附與することができる

二 大臣は公共病院又は他の慈善團體の收容者のためその一部に設置される放送種目を受信することの出来る装置（二個以上）に對しての病院又は團體に免許料の徴收を免除することができる

三 ホテル、旅館、寄宿舎又は下宿業の管理人で、その構内に

一 宿泊人又は居住者が占有し又は占有することのできる室内にある受信装置に、導線で接続し又は接続することのできる主受信装置で放送種目その他の無線通信の受信に利用することのできるもの又は

二 かかる室内に設置せられかかる目的に利用することのできる他の受信装置を有する者は、各主受信装置に對する現行放送聴取者免許狀及

び各室の各受宿者に對する現行放送局取者免許狀を所有しなげ  
なければならぬ

この條項の適用上

ホアル、旅館、寄宿舎又は下宿寮の「管理人」とは、自營で又は  
他人の代りに、報酬を得てそれに何人でも止宿しめる者である。

「下宿業」とは、造作の宿舎にかかわらず、報酬を得て宿泊又は

睡眠設備を提供する家屋であり、貸室も包含する

100 放送種目の受信に使用することのできる装置の販賣者は各月の終

にその販賣者の居住する州の上級無線監督官又は所定の他の官吏に、

富月中にかから装置の販賣、貸與、賃貸（ハイヤ又はリース）その

他の處分をした各對手の氏名と宛所を届出なければならぬ。

101、この法律施行の直前に賣却中の放送總管免許狀はそれが附與され及

び既に附與されていたものと見做し、この法律の規定によりその成

力を繼續す 又は附與され

102、この法律に基いて附與されたと認められる各免許狀は、免許狀に直

用する限りこの法律及び規則の規定に従わなければならない、且つ

その規定は免許狀の條款として免許狀に成文化されるものと認めら

れる

103 一九〇五年—一九二六年無線電通信法の規定にかかわらず、その法律

を執行する大臣は

この法律に基いて免許狀を附與する目的に對して、如何なる免許

も附與してはならない、又

向來會常任放送委員の勸告による勸告を添いては、電報、電線又

は向來會常任委員の勸告について免許狀を附與してはならない

104 總督はいつても専らその發達により公益のため處置を適當と認めると

きは、専ら中大臣に放送局の設置を命ぜらるる事項の完全な管理を行

うべきことを與へることができ、且つ同時に及び専らその或る限り、大臣

により文書を以て權限を與へられる者は委員會又は商業放送局の免

許人の管理する管内にいつても出入し且つ委員會又は被免許人の有

する一切の權利及び特權に對して十分な權限を行使することができ

105 1 この法律又は規則の規定、又はこの法律に基いて附與され又は附與されたと認められる免許狀の條件に違反し又は従わない者は、この法律に反し有罪とされる

2 この法律に反する犯罪は則決裁判又は起訴狀により起訴されることがある、但し、犯罪者は同一犯罪について一向以上刑罪を受けない

3 この法律に反する犯罪の刑罰は左の通りである

(1) 犯罪が即決裁判で起訴されるときは五十磅以下の罰金又は六月以下の禁錮、又は

(2) 犯罪が起訴狀により起訴されるときは五百磅以下の罰金又は五年以下の禁錮

106 放送聴取者免許狀が證明書に明示する時日に、放送種目の受信に使用することのできる装置（證明書に明示する）について有効でなかつたことを證明する證據を提出する官吏の署名した證明書は、放送聴取者免許狀がその時日にその装置について有効でなかつた

ことの明確な證據となる

107 總督はこの法律を實施するため、及び特に商業放送局の建設又は運用、又は放送聴取者免許狀の保持を要する装置に關する條件を變更又は追加するため、必要と認めれば或ることを要求され又は承認され、又は規定することを必要と認めれば或る一切の事項を規定すること、この法律に抵触しない規則を定めることができる

附 録

(第七十四條)

委員宣誓書

右はその技 術 能力の及ぶ限り義務として放送委員會委員として誠實に公平に忠實に任務を果し、職務を行つたことを該局に眞實に誓約する

(署名)



昭二二、九

B B O の沿岸機務及び財政

(一九二九年版B B O年鑑より摘譯)

電 波 局 監 理 課

目 次

- 一 B B O とは何か
- 二 B B O の誕生とその生い立ち
- 三 B B O は如何にして収入を得るか
- 四 B B O の金はどういう風に使はれるか
- 五 誰が B B O を監督し、どういふ組織で監督するか

(調査者 山本光太郎・林二郎)

一 B B Cとは何か

B B Cは政府の一省でもなくかといつて商事會社でもないそれは勅許によつて創られた公法人であつて利益を目的として運用せられていない  
その各放送局を運用する法律上の権能は郵政長官とB B Cとの間に締結せられた協約によつて生じたものであつてその協約の中には又放送事業は如何いふ風に運用せらるべきかに関する或る種の一般規定を含んでいる

二 B B Cの誕生とその生い立ち

吾國で公衆に放送せられた最初の番組は一九二〇年二月二十三日チエムズフォードからマルコニ會社によつて放送せられた音樂會であつた

一九二二年迄に幾つかの會社が別々に郵政長官に放送に對する許可を申請していた  
これらの會社は合同して「英國放送會社を組織するよう勸告せられ、

2

同社は十一月十四日ストラシンドにあるロンドン局から英國最初の定時放送を送り出した  
一九二二年の終り迄には吾國に於ける無線免許狀の所有者は三五七七四に達した

この最初のB B Cは無線電信法によつて免許せられ「郵政長官が滿足する様に」放送事業を運営すべき有限責任會社であつた

その公認せられた資本金一〇〇、〇〇〇ポンドの五分の三は大大無線機製造會社によつて保證せられその配當は七〇五に限定せられていた

その収入は免許料一〇志半分に當る分配金及製會社が賣つた機械に對する權利金とから得ていた

しかしこの中權利金から収入を得る方法は間もなく實行不可能になつたので會社の収入は全然免許料及印刷物の出版販賣に依存するようになつた

免許料の分は前は一九二三年に...

から、多に増加せられた。この時期に於ける別の進歩はそれ迄、他の無線業務との混信を恐れ、て禁止せられていた晝間に於ける放送の許可と送信局網の擴張とであつた。

一九二四年末には免許の数は一三〇ニ六四に達し、B.B.C.は事實上國內ならどこでもどんな安い機材をもつた者も聴取出来る國內放送網を完成する責任を執るようになった。

一九二五年にクロフォード郷を理事長とする委員会は放送事業は「國家的利益」(National Interest)の受託者(Trustee)として行動する

公社(Broadcasting Corporation)によつて運営されねばならぬ」という勅告を行つた。

これによつて一九二七年一月一日勅許に基き英國放送協會が生れ

3

出た。その勅許の規定中には協會は十年の期限で設置せられること、樞密院に於て王によつて任命せられる會員即ち「理事」(Governor)は五人であること、その最高業務執行人は「總長」(Chief Executive Officer)であること等がある。最初の總長は勅許の中で指命せられていた、しかしその後の總長を他の幹部を任命する責任は理事に負はされた。

株主は擯斥しを受け重役達は引退したが今まで会社がもつていた収入源、幹部、放送室、送信機等は協會に引きつがれた。經營方針も大した變化を受けなかつた、なぜなら放送事業は従来も營利事業としてよりもむしろ公共事業として運営せられていたから。

實際目立つて大きな本質上の變化が起つたといふことはなかつた。

この時迄の免許の数は二、一七八、二五九であつた一九三五年郵政長官はアルズウオスターを首班とする委員會を任命した

この委員會は一九三六年BBCに對する最初の勅許の期限が切れた時に於ける放送事業に關し及これを選管すべき條件を答申するためである。

この委員會の答申はその后殆んどそのまま、政府に採擇せられたが委員會は「思慮と理想主義」とを特徴としたBBCの運営を賞揚し「僅か數年間の歴史しかもたない放送事業が英國に於ていみじくも得た地位を強化し確立する」事を勸告している。

4  
之に従つて更に十年間協會を存續する新しい勅許が一九三七年

一月一日から施行せられた。

この勅許の規定は主として舊勅許の規定を受けつゝだが、一九三二年に始められた帝國放送の續行、一九三六年十一月に開始せられた視聽業務の運営に對するBBCの責任が明文化された。

最初の勅許の期限が切れた一九三六年十二月三十一日に於ける免許数は七、九六〇、五七三であつた

一九三七年政府はBBCに近東に對してはアラビヤ語で、中南米向けとしてスペイン語とポルトガル語でニュース放送を行うよう勸告したがこれは一九三八年早々に初められた國際關係の危機が頂點に達した一九三八年の十一月には佛語、獨語、伊語によるニュースが毎日ヨロツバの聴取者の爲めに放送せられた。

そしてこれらは正規の放送としてその後も行はれた。

一九三八年十二月三十一日現在免許数は八、九〇八、九〇〇である。

三

BBCは如何にして収入を得るか

BBCには株式会社による資本をもっていない、その資本と運轉資金は収入で賄う。

この収入は二つの方面から入ってくる。

その大部分は無線の免許からであるが出版からの収入も可なり、その部分をしめてゐる。

英國に於て無線機を使用している人々は盲目の登録をした人を除き年十志の免許料を拂はなければならぬ。それは郵便局で取り集める事になつてゐる。

郵便局はこうして取り立てた一〇シルの内二年毎に更新される一定の額を（現在は九%）徴集費その他の管理費にあてるため保有する。

その額は「正味免許収入」といはれその75%は郵政長官との協定の  
條項に基きEDに支拂はれることになつてゐる。  
但BMCはもし放送業務に必要なならば國庫に保管せられてゐる。残りの95  
%の中から更に何かしらの割り當てを申請することが出来る事になつ  
てゐる。

追加割當の必要は大藏省の認める所となり電視用及海外放送(外國語  
による放送)用の經費に當てるため一九三七年會計年度分として  
8%が追加下附せられた。この額は一九三八年一九三九年會計年度には15  
%に増加せられた。

一九三八年三月に發表せられ、續いて議會により承認せられた「放送  
予算」によれば其年度には正味免許料の1%一見積り額 $4,000,000$   
ポント)がEDに割當てられることを規定してゐる。これと同年度に  
は免許料 $10$ シルの中郵便局は約十ペンスをとり、EDは約八シル二ペ  
ンス、國庫は約十一ペンスをとることになる。

この中取得税を支拂つた残りの約七シル九ペンスが固定資本及び運轉

資金としてEDに使はれるわけである。  
近年EDが印刷物出版から得る純益は年額 $2,000,000$ ポンドが $500$   
ポンドであるがこれは全部放送業務用として使用せられる。出  
版物の名は「ラヂオタイムズ」「ウオールドラヂオ」「ザ  
スター」その他の補助的出版。

BBCの金はどういふ風に使はれるか  
BBCの収入は相當なものである。一九三八年度には $5,000,000$ 一磅  
であつた。併しこの収入がBBCの全事業の總經費を賄ふに充分で  
あつたとはいつも認められてない。この事業の中には英國の本來の  
放送事業の外に、テレビジョン放送もあれば帝國放送も外國語放送  
も含まれてゐる。既に述べたるが如くBBCは株式資本を持つてない  
から、莫大な經常費に加ふるに、上記の各種の放送事業に缺くことの  
出来ない固定資産を、この収入で賄ふはねばならない。この固定資  
産が消耗したとが、廢物になつた場合には、その収入で更新もし又取換  
もしなければならぬ。土地、建物、世襲保有、又は長期に亘る借地

權の獲得もしなければならぬし、放送所、演奏室、事務所等の建築  
 その整備もしなければならぬ、其の外に少なからぬ樂器類から樂譜  
 参考書が必要である。一九三八年度には固定資産の外に、この種  
 支出金額が四九〇一〇五磅に達した。

然れば、全經常費を支出し、將來の資産の更新を交換とすの準備金を積立てた後、収入との差引、積額を見て、初めて、新資産に對して資本支出が出来ると謂である。

併し、時にはこの差引積額が必要な資本支出額に足りない場合がある。その時には更新等のために積立てた金を一時この用途に流用せざるを得ないのであつた。かくの如く使用された金額は各々の目的に要求通り利用出来るよりになつたことも本來の通りに返還し置かなくてはならぬであらう。

収入から支出するものでは放送番組費が最大の項目である。一九三八年には放送番組関係の支出は全支出額二五、四〇〇、〇〇〇圓の中實に一八、二〇〇、〇〇〇圓に達した。本項目にある支出の大部

分は藝能人、指揮者、俳優者に對する謝禮と倍數及各地方のラジオ事務のオーケストラの経費とである。直接放送たるレコード放送たることを問はず莫大な放送番組には出演権利金等の巨額な著作権料を包含する。又BBCニュース放送の亦、ニュース提出者から供給されるニュースの資料代の支出金もある。全国にある放送所と演奏所とを結ぶ郵政廳の電話線の使用料も、亦、放送番組関係費の一つであり、事務局の放送番組関係者に對する給与も、亦、然りである。

放送番組関係の経費に次いで経費の甚じのは技術方面の経費である。一九三八年度には一、二〇〇、〇〇〇圓に達してゐる。この技術関係経費中には動力費設備維持費、技術職員に給與及び其他の諸経費を包含し、放送事業の運営費の技術方面の直接費を代表するものである。右の項目の中に技術研究費も含まれてゐる。

次に一九三八年度には一、九〇〇、〇〇〇圓の聯合維持費と經營費とが



あるがこれば放送事業団体を運営するに必要なる経費である。  
放送設備の多くは比較的壽命が短く、早く償ふに支たなくとも同  
から、減價償却はなかなかの重荷となる。この爲めに、一九三八年  
には二一〇〇〇〇〇〇を準備せざるを得なかつた。従前のため  
へ一〇〇〇〇〇〇を準備し、司法費、監査費及陸海軍省に  
諸経費等所謂監理關係の諸費用も亦一〇〇〇〇〇〇に上げた。  
一九三八年度の貸借對照表と収入計算書は第一頁二頁三頁一頁  
にある。

誰がBBCを監督し、どういう組織で監督するか

「誰がBBCを監督するか」という質問に簡単に答へするには放送事業の最後の監督は、議會と政府とを通じて、國民にあるといつて宜らしい。BBCは可なり廣汎圍の法律上の獨立性を持つる實際にも更らに廣汎圍の獨立性を持つてゐる。

BBCは事實上日常の業務には自由である。たゞBBCの聴取者が何を好むか又その趣味は何であるかを研究するのに汲々たる有様である。

議會は、定期的にBBCに關することを諮議する機会がある。それは郵政長官が放送に關する年度豫算を議會に提出するときがそれである。然し、議會は政府各省の業務につき普通質問する様な場合でBBCの業務につき詳細に質問することは議長が許さなぬ。

郵政長官は「緊急の場合」にはBBCの各放送局を自らの手に納める権力がある。然し今日まで郵政長官がこの権力を發動したものは一人もなぬ。郵政長官は文書で協會に對し、通告を發し、特定の人も

わたると一般のものなるとを問はず或る放送事項の放送を禁止する権限が與へられてゐる。

今日實施されてゐる唯一の制限は、BBCは時事問題に關して、BBC自身の意見を放送することが禁止されてゐることである。論争放送は一時は禁止されていたが現在ではBBCの自由判斷に任かされてゐる。今迄はどの郵政長官も放送番組の特定の項目につき放送禁止を命じたことはなぬ。政府各省はその要求により特別の告知を放送することが出来る。

理事會はBBCの政策を指揮する。總長 (The Director General) はこの理事會に直接責任を負つてゐる。事務管理上、總長と次長の下に、BBCの業務を分けて、(一)技術 (二)編成 (三)渉外及び轉管理の四部とする。各部には夫々部長 (Controller) を置く。管理局 (Central Board) は總長、次長と四部長より成り、理事會の意向を汲んで、對策を講じ、事務管理上の重要案件を決する。



英國郵政長官と英國郵政協定會の間の  
の特許狀と協定書



本書中、左に掲ぐる語は、主語構文に矛盾するところあり

これは、次に示す意義を有するものとする

「郵政長官」(Postmaster General)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

「電話」(Telephone)

「無線電信」(Wireless Telegraphy)

「電信」(Telegraph)

一九三二年十二月九日マドリッドで調印された條約とこの條約による取扱規定並に、隨時、右に代り又は右の改正として施行さる條約及び規則をいふ。

「英國諸島」(British Islands) 一とは英領、蘇格蘭、ウエール、北アイルランド、海峽諸島及マン島をいふ。

「特許狀」(Licences) 一とは郵政長官が放送番組を受けるため英國諸島内に無線電信局の設置、維持及運用を郵政長官が発する特許狀をいふ。

「放送事項」(Broadcast matter) 一とは音楽、講演挨拶、氣象通報、ニュース、報道、演藝、各種の像及其他の事項を無線電局により傳送し得べき事項をいふ。

「依頼番組」(Sponsored programme) 一とは(協賛)及び其の出発者以外の「放送者の費用で放送される番組で依頼又はその商品は、そのサービスを、アナウンスするものをいふ。

第二條

郵政長官は、郵政法第一九三七年一月一日を含む其の日から起算して向う十ヶ年間を限つて（以下「期間」と稱す）左の事項を特許且つ許可する。

一 一九二七年一月一日の特許状で協賛が設置した無線電信局を維持すること。

二 郵政長官が、文書を以て、臨時、認可した英國諸島内の電話の送受信機を有する無線電信局の設置と維持

三 本條の項及四項にある無線電信局（以下「局」と稱する）をして放送せしめること、（以下「放送局」と稱する）。

四 放送局をして通報の受信をなさしめること。

五 郵政長官が、臨時、文書を以て、認可することあるべき英國諸島内の各所にテレビジョン放送のため（以下「テレビジョン・サービス」と稱する）、無線電信局（以下「テレビジョン局」と稱する）、なお放送局と總括して「局」と稱

する）を設置、維持及び運用すること。

六 協會は郵政長官の同意を得て、放送局又はその一局を通じて、放送事項を傳送し、或はまた、廣告放送又は依頼番組を放送して、そのため何人からも金銭又は有價報酬を受けてはならない。

但し、本條は協會をして次の事項を爲すことを不可能ならしむるものと解釋してはならない。

一 郵政長官の特許の趣旨に反せざる限り、倫敦又は諸地方に於て公開の音楽會、劇場等の娛樂又は其他の放送事項を無料若し

二 割引値段で、放送の目的のために供すること、或はまた、協會が放送現場、出演者の名稱、狀況又は放送に使用のレコー

三 録機其他の事項、及び此の種放送に許されたる事項をアナウンスすること妨ぐることをしない。

七 協會は不可抗力で止むを得ない場合の外特許された期間毎日（毎日曜を含む）郵政長官が其の特許を以て、臨時、定め



られた時間に放送事項、放送番組を局より有効に放送するものとする。尙この放送時間に郵政長官の定むるところにより海外にある英國自治領及び保護領向け放送をなす。

（二）協会は、政府各省からの要求があるときは、何時たりとも協会自費で全放送局又はその一部の放送局から、各省が要求するアナウンス又は其他の事項を放送する。

但し、協会が右の放送を爲すに當つて、本放送は、その省の聲譽に基いて放送するものである旨のアナウンスをすること。

（三）郵政長官は、前時、協会への通牒でその中に明記した放送事項（特定又は一般）の放送の中止を協会に要求することができ、右放送事項の内容は此の通牒の規定に従い、随時、之を解釋實施すべきものとする。郵政長

官は如何なる場合でも前記の通牒を取消し、又は變更することを出来る。右通牒は協会が之れが出たことをアナウンスしてもよいかどうかを明記する。

第五條 協会は、テレビジョン・サービスをなす際には、郵政長官が文書で規定したところに據り、その條件、制限を遵守且つ實施しななければならない。又テレビジョン放送局又はその他に關しても同じく郵政長官が文書で規定したところに依り實施しななければならない。

第六條 各局の送信用空中線の高さ、送信用波長及び發射電波の型式及び空中出力は郵政長官が協会の技師と協議した上、随時、文書を以て認可するものとする。發射電波の安定と純粹は實に上適當と思はるゝ標準の高さで維持するものとする。

第七條 （一）各局は郵政長官が検査及び監督の爲めに任命した技師の検査及び監督を受けねばならない。但しそのために協會

の技術と其の職員は一般的業務の執行及び局の運用上妨害を受くるが如きことはない。

(四)協会は前項の検査及び監督に對して、必要且つ適當な一切の便宜を供すべきものとする。且つ前記の目的又は其他の目的のために、協会以外の他人の所有又は占有することあるべき局及び土地建築物に、臨時、立入る權利を郵政長官に對し保證するものとする。

(五)業務の執行上、協会に雇はるる一切の職員又は使用人は英國臣民たることを要する。但し郵政長官の認可あるときはこの限りでない。

第八條 豫め郵政長官の同意書を得るに非れば、協会のために、又は協会の許可を受けて、本特許により許可せられた放送事項以外の通報の送信又は受信のために、何人も放送局を使用することができない。

#### 第九條

郵政長官が同様の地位にある他の加入者を連結すると同様の期限と條件で、各局は郵政應電話系統へ電話幹線系統を含むに連結すべきものとする。協會は必要なる連結の設備と維持とに就いては郵政長官と協会の加入者契約を結び、本特許期間中この契約を遵守且つ履行し、右契約によつて、郵政長官に支拂うべき一切の料金を支拂はねばならない。

#### 第十條

(一)協会は局が通報を傳達又は其他の使用する際に、故意に海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號を妨害してはならない。協会はこの種の妨害を避けるため、常に最善の努力をなすべきものとする。

(二)協会は局の従事者がその使用する機器により又はその他の方法により、海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號が妨害されてをることを知つたときは、如何なる場合でも、右の従事者はこの海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號

に對する妨害の一切の兆候が終つたことを認める迄、特許  
許を受けた設備の使用を差控へることを保證するよう、  
常に最善の努力を爲すべきものとする。

三 海軍省、陸軍參謀部又は航空省に於て、局の運用のため  
に、海軍信號、陸軍信號又は政府空軍信號を自由に使用  
することが妨害されてをるとの意見のときは、郵政長官  
の文書による要求で協會はこの妨害する局を閉鎖しなけ  
ればならない。

四 海軍信號、陸軍信號及び政府空軍の會議に關する此等の  
規定は之を本書の他の規定の本旨に反せざるものと解す  
べきである。

#### 第十一條

協會は總ての點に於て郵政長官が隨時與へ、又は、定む  
ることあるべき局の運用に關する技術上の總ての命令及び  
規則に従うべく、殊に要求あるときは、海軍、陸軍又は空

軍の演習その他の行動ある間、局の全部又は一部の運用を  
中止すべきものとする。

協會は郵政長官及び政府各省或は商工上の目的のために、英國諸島又は英國諸島の領海（一）海岸又は船舶に設置せられた無線電信局の運用を妨害しないやうに、殊に上述の陸上無線電信局と（二）船舶又は航空機上の無線電信局との間の通線の傳送を妨害しないやうに、局を運用しなればならない。

(一)右の妨害を防ぐために、協會は左の事項に關し郵政長官が會に與ふる一切の命令及び許された者が遵守すべき全長官が規定した一切の規則に従はねばならない。

(二)装置の同調を確保、又は局から傳送の通報が他の無線電信局の發する通報と識別出来るやうにするために採られた一切の措置、

(三)一般に一の無線電信局と他の無線電信局との間に於ける混信の防止。

協會は國際電氣通信協定及び本文書の有効期間中、英國皇帝が當事者として締結された或は訂定に關する國際條約の規定を遵守しなければならない。

協會は無線電信業務の遂行に關し、大藏大臣の同意を得て、一八六三年乃至一九二六年の電信法の規定により、隨時定められた規則を遵守しなければならない。

協會は、常に、郵政長官に對し、協會若しくは本文書により特許又は許可を與へられたる協定の代理人の行爲から生ずる損害に對し、郵政長官又はその吏員に對して提起せらるることあるべき一切の訴訟請求及び要求に關して、賠償の責任を負ふものとする。

何人と雖も協會のために、又は協會の利益に依り行爲する者は、自分が局の受信のために行はれたものでない通報を知つた場合に、之れを他人へ漏洩又は管轄裁判所の官吏で正

管に権限を有する者を除く一に漏洩し、又は之れを他に利用してはならない。

第十七條

(一) 協會は各局が運用を開始せる當時、或は郵政廳の電信線路を損傷の危険に曝し、若くはその電信線路を有効に運用したり、便利に運用したりすることが出来なくなり従つてその使用者を妨害するの危険に曝し始めた當時、既に存在せる右の線路の有効又は便宜なる維持運用若しくは、その使用者を同接たると、同接たるとを問はず妨害しないやうに、其局を運用しなればならぬ。

(二) 郵政廳の此種の電信線路が損傷せらるる若しくは該線路の有効なる運用又はその維持運用が全体又は一部が中断されたり其他の事由によつての害を被れ、且つ郵政廳の技師長が其署名を附した文書を以てその損傷中断或はその妨害が直接又は間接に局の建設、維持又は運用により、若

しくはそれに関連して、協會のために行はれた作業に起因したものと認むる旨を證明する場合には、郵政長官に對して、この種の損傷を修理上同長官が當然蒙るべき一切の費用を、要求次第、協會が拂ふべきものとす。前記技師長が其署名を附した文書で、他の電信線路の一時或は恒久的な若しくはその新しく交換することが、局の現在或は將來の建設維持又は、局の結果として當然必要であると認むる旨を證明した場合、右の増設なり或は新しく交換を行ふことを、以ての郵政長官が當然蒙るべき一切の費用についても亦同じである。

(三) 局の建設、維持又は運用の理由で上記理由がなければ郵政長官が設置すべきであつた位置以外に、電信線路を設置すること、若くはこの種の線路を絶縁その他の方法を以て保護することが同長官にとつて必要なりし旨を技師

長がその署名を附して證明したときは、協會は、要求あり次第、郵政長官に對し右につき、同長官の製れる追加費用を支拂ふべきものとする。

(四) 本條に「電信線路」とは一八七八年の電信法に於けると同一の意味で「郵政廳の電信線路」とは郵政廳に屬し、又は同廳が運用若しくは使用する電信線路又は同廳が政府各官署若しくは其他の團體又は個人の爲めに建設又は維持する電信線路を包含す。

第十八條 協會は各局とも年額十磅の特許料使用料を郵政長官に納付しなければならぬ。右の特許料使用料は一九三七年一月一日に第一回の納付を行ひ、爾後は毎年一月一日に之を前納すべきものとする。

第十九條 一九二七年一月一日及び一九三六年六月十一日の捺印證書の取極により郵政長官が協會に支拂ふべき一九三六年度

の金額の代りに、郵政長官は協會に（以下規定する通りに）つ以下規定する方法によつて、郵政長官が特許を具へたる若し徴收したる額よりその年の同長官が公布した特許料によつて同長官が公布した特許料を差引きたる金額を協會に支拂はねばならぬ。

第二十條 (一) 郵政長官は（以下の規定に従ひ且つ以下規定する方法によつて）同長官が公布した特許料によつて特許を與へたる者より徴收したる額より第二項による差引を右期間としたる上、その金額の七五パーセントに相當する金額を期間中毎年且つ同長官が公布した特許料に相當する

(二) 第一項に關するパーセントを計算する前に、郵政長官は特許料として徴收せる金額から一九三七年及び一九三九年の二ヶ年間は協會と協議して、同長官が放送關係（特許料金徴收費とその事務費等）の費用に充てるに適當であると考へるパーセント即ちルバ

イセントを被額する。

(三) 協會から郵政長官への申立に關して、下院國庫委員會が協會の收入が本文書の規定する協會の職務（海外の自治領）に海外教養費にテレビジョン放送を含む）遂行に不充足であることを認め、場合により、郵政長官は協會に下院國庫委員會が指示する期間に於て一項にある協會へ支拂ふ金額のパーセントを決定することあるべし。

(四) 本文書第十九條の規定並に、或は本文書の其他の規定により郵政長官が協會に支拂ふ一切の額は、隨時、その目的のために、議會の決定を要する補助金及び下附金より支出するものとする。

(五)第十九條及び第二十條により郵政長官が協會に支拂ふ金額は月末に郵政長官が適當なりと思惟する月賦方法で支拂ふものとする。なお兩當事者間の精算は適宜出來る限り速かに行ふものとする。

(六)第七條及第二十條は船舶特許狀、航空機特許狀、私設業務特許狀及び商業特許狀の下附の下に、又は下附のため郵政長官の徴收する諸料金に對しては之を適用しない。通報の送信及び受信を目的とする無線電信局の設置、維持又は運用に對し、若しくは通報の受信のみの目的を除く其他一切の目的を有する無線電信装置の使用に對して郵政長官の發行せる特許狀に付いても亦同じ。

(七)第十九條及び第二十條の規定により、又は本文書の其他の規定により、郵政長官が協會に支拂ふべき額の計算に

して、郵政廳の會計検査官及び會計主務官又は會計検査官、代理及會計主務官代理の證明あるものは一切の目的に對し最終且つ決定的のものとする。

第二十一條

(一)政府が局による通報の傳送を管理することが、公共事業に對りて有利なるが如き緊急の場合が發成したものと郵政長官が認めたる場合は、如何なる場合と雖も陛下の名に於て且つ陛下の爲めに、諸局の全部又は一部若しくは或る局の一部を指揮及び所有し、又協會に對しその使用を禁止し、更に之れを陛下の爲めに使用すること或は郵政長官が諸局又はその中の一局の指揮を確保するため適當なりと思惟する其他の方法を採ることは郵政長官にとつて合法であり且つ右の場合に於て、郵政長官により権限を附與せられた者は、協會の局事務所及び工作物に立入り、之を所有し且つ使用することが出来る。



(二) 本條第一項に於て、郵政長官が授與せられたる権限を行使する場合には、第十九條及び第二十條により協會より郵政長官に支拂ふべき額より右の権限行使の程度並に期間に應じて適當なりと認めらるる額を差引くこととなる。但し、協會は郵政長官から第六條を受取る権限を有する。

(1) か、る権限の行使の結果に直接起因する損害として協會の財産に及ぼるる損害の補償金

(2) 緊急の性質を帯ぶるがために、協會が適當に且つ必要により取り戻りたる経費の支出額並びに、かかる権限の行使のために協會にこり収入とならなくなつた金額

(三) 斯る場合には第十八條により協會が支拂ふべき特許料から右の権限が行使せられたる期間並に程度に應じて適當なりと思惟せらるる、相當額を協會に拂戻し又は之れを免除すべきものとす。

左記各號に該當する場合に於て(即ち)

(1) 協會が放送事業の爲め、その効に送信すべき前記各條に含まれた契約條項に違反する第五條の規定を協會側が充分に履行しなかつたものと郵政長官が期間中如何なる時と雖も、之れを認めたること

(2) 協會に對する勅許せる條件、若しくは本文書にある契約條項又は條件で協會側で遵守又は履行すべきものを協會側が違反し、之を遵守せず又は履行せず、且つ又其の違反、不遵守又は不履行に關し相當の期間を定め協會に警告を發し置きたるにも拘らず、その期間内に之れを改めず、改善せず又は停止せざる場合。

(4)

協會が任意解散に對する決議を可決した場合強制的に、又は、裁判所の監督の下に、協會の解散に對し裁判所が命令を下した場合、債券の所有者のために破産管理人又は高等法院指定破産管財人が選任せられたる場合、若しくは破産の所有者は協會の資産の一部を所有するに至りたる場合、

郵政長官は左記各條に該當する事であり認めるときは、如何なる場合に行つても支書による通牒を以て本文書並に協會に對し、本文書第一條乃至第十九條により附與せられたる特許權・權限及びその全部又は一部を取消及び限縮することが出来る。而して右の場合には、本文書並に右の特許權及權限及びその全部又は一部は、本の際、當業者の執れに對して

生じる本文書の契約條項及條件の違反に對する訴訟權又は救済請求權に従ひ又これを侵すことなく、絶對的に停止及び限縮せられたる無効たるべきものとする。

第二十三條

協會は郵政長官の同意書を得るに非ざれば、本文書若

しくは前記各條に含まれたる特許權により附與せられたる權利、又は權限、若しくは本文書にある契約條項及び規定の利益を譲渡又貸又はその他の方法により處分すること、或は特許の恩恵以外に本條に於て、郵政長官が協會に支拂ふべき額を譲渡し、又は特許することが出来らる。

第二十四條

(1) 本文書による郵政長官が與ふべき通牒、要求又は同

意(明文を以て支書によるべき旨を規定せられたるものなること否かを問はず)は郵政廳の總務局長又其他の者に權限を附與せられたる郵政廳官吏の署名を之

に附すべきものとし、且つ當時登記してある協会の  
 事務所に宛て書留郵便を以て之を送達すべきもの  
 こととする。尚本文書の下に協会が出す通牒は倫  
 敦郵政廳の郵政廳書記官宛に書留郵便を以て、之を  
 送達すべきものとする。

(二) 本文書の規定により、郵政長官が協定に與へた通牒  
 は同長官が出す文書による其後の通牒により、之を  
 取消し又は變更することが出来る。  
 右につき郵政長官署名、捺印し、協会また法人章を  
 捺し、茲に立會證明する。  
 右署名、捺印の上交付する。

郵政長官 代  
 一九三六年郵政廳法(改正)第十二條ニ依り正當ニ承認  
 セラレタル郵政廳官吏

英國放送協會の法人章  
 ノ立會ノ下ニ捺印ス

一九二七年一月一日の放送業務譲渡を規定する郵政  
長官及英國放送會社の一九二六年十一月九日附協書

(譯者註) 本協定は、(一)一九二三年一月十八日の郵政長官及英國放送會社の約定書(以下に「原協定」と稱す)(二)原協定の補足たる一九二三年一月十八日の郵政長官及英國放送會社の約定書(一九二三年十月一日の郵政長官及英國放送會社の約定書(以下に「補足協定」と稱す)に對し、更に補足したるものなり。  
郵政長官は會社に對し、一九二五年三月三十一日までの期間に付き、補足協定第七條により改正されたる原協定第二十六條に規定したる金額の支拂を了し又一九二五年三月三十一日より一九二六年三月三十一日までの期間につきは、郵政長官より會社に支拂ふべき金額を五〇〇、〇〇〇磅と取極め且つその支拂を了せり。  
而して會社は郵政長官の同意を経て、原協定及補足協定に依る右の支拂金額より、會社の資本勘定支拂の相當の部分に積立てたり、然るに會社が本協定を締結することの報償として、郵政長官は會社に對し、一九二六年三月三十一日より十二月三十一日までの期間に課する會社の収入に對する金額として五四八、四六四磅、全額撥戻を爲すべき株式資本に對する金額として七一、五三六磅、合計六二〇、〇〇〇磅を支拂ふことに兩者間に協定成り、而して郵政長官は右の六二〇、〇〇〇磅のうち四二四、〇〇〇磅を本協定書の作成前に會社に支拂ひたるものなり。

第一條

(一) 郵政長官は會社に對し、一九二六年十二月一日及一九二七年一月一日の兩回に夫々五七、〇〇〇磅の金額を支拂ひ且つ本協定書第二條(一)に規定せる會社に依る讓渡の實行の際にさきに約定せる六二〇、〇〇〇磅の殘額たる八二、〇〇〇磅を支拂ふべし

(二) 會社は右の六二〇、〇〇〇磅の金額を承認し且つ原協定及補足協定の下に郵政長官に對し爲さる、一切の要求を完全に決濟するため、郵政長官の履行すべき本協定書の含む契約事項を承認すべし

(三) 郵政長官は本條第一項の規定の下に會社に支拂ふべき金額より同長官に對し會社より支拂ふべき金額の生じたるときは、之を差引くことを得

第二條 前記の支拂及本協定書の含む郵政長官の履行すべき契約事項の報償として會社は次の事項を行ふべし

(一) 一九二七年一月一日に其の場合の必要に應じ、郵政長官に對し、又は同長官の命ずるところに従ひ左記各號を讓渡又は交附すること

(イ) 原協定及補足協定の目的のために本協定書の日附の日に會社の所有及使用する各種の局スタヂオ土地建物備品機械及装置の一切(以下「局」と稱す)但し局に於て會社が如何なる財産權利及利益を有するも之を問はず

(ロ) 「ラジオタイムス」新聞及「ワールド、ラジオ」(以下出版物と稱す)に於ける版權

(ハ) 一切の什器、貯藏品、文具、自動車及其他の車輛、次に本項(イ)及(ロ)に列記されたる資産に關する項目以外の資産、並に斯る資産につき、斯る資産又は其の一部に關し支拂はるべし使用料及其他の金錢の爾後の支拂に付き、及斯る資産又は其の一部に關し從來會社の履行又は遵守すべかりし約

定、協定及條件の郵政長官に依る履行及遵守に付き、當時  
存する一切の契約上の利益

(二) 郵政長官に於て命ずるときは一九二七年一月一日又はそれ  
以後の或る日に於て局を引渡すこと

(三) 局及び出版物版權の郵政長官に對する讓渡を一九二七年一  
月一日に了せざるときは爾後其等を郵政長官の爲めに、又は  
同長官の命ずる所に從つて信託されたるものとして保管する  
こと

(四) 一九二六年十二月三十一日以後に於て出來得る限り速かに  
其の借入金及其他の負債を支拂及決済し各種の資産の餘産（  
これあるときは）を郵政長官に對し、又は同長官の命ずる所  
に從ひ讓渡及交附すること但し右の餘産は(イ)前述の借入金及  
其他の負債を決済し、(ロ)一九二六年十二月三十一日現在の年  
七分五厘の率の配當を加算せる株式台帳に依る金額拂込済の

會社の資本額の額面に依る會社株主に對する現金拂戻を準備  
し且つ(イ)會社の解散及本協定の規定の實行の諸經費及それに  
附隨する諸經費を準備せる後會社の資産たるものとす、會社  
は郵政長官に對し會社の資産の細目及額、前述の借入金及其  
他の負債及諸經費の細目及額並にそれらの決済及支辨の細目  
及額を示す會社の清算人の證明済の堪定書並に一切の必要且  
つ適當なる證據物件及郵政長官が受くる權利を有すべき餘産  
（若しこれあるときは）を確定し且つ證明することを同長官  
をして得せしむるに當然必要なる其他の證據及報告を交附す  
ること

### 第三條 (一)

會社は郵政長官の文書に依る同意なくしては本協定書の日  
附以後に於て會社の許可されたる株式資本の額を増額し又は  
會社の株主に對して新株を發行すべからず（但し會社の株主  
として承認される各個人又は各會社に對し一株を發行するこ  
とを除く）

(一) 會社はその解散に當り一九二六年十二月三十一日までの資本に對する配當又は利子の支拂及株主の前記の株主台帳に依る金額拂込の資本額を株主に拂戻す目的の爲以外には株主の間に如何なる種類の資産をも分配すべからず

(二) 會社は郵政長官の文書による同意なくしては社債を發行し又は會社の資産又は其の一部に關し法律上又は衡平法上の低當を設定すべからず

(三) 會社は原協定及補足協定に従ふ會社の業務遂行中右の業務の目的の爲に一九二六年十二月三十一日以後に繼續する諸種の契約を締結せるを以て郵政長官に對し又は同長官の命ずる所に從ひ本協定書に依つて讓渡することと定められたる他の資産の外に右の契約の一切の一九二七年一月一日及それ以後の利益(其の利益に付きての義務を伴ふ)を右の契約が讓渡し得べき限り讓渡すべし會社は一九二六年十二月三十一日

及それまでの前記契約の一切の下に於ける會社の負債を決済すべく且つ郵政長官は右の契約の内讓渡し得べきものにつき一九二七年一月一日及それ以後の右の契約の下に於ける會社の負債に關し決済し且つ會社及會社の資産に對し補償を與ふることを努むべし

本條の規定を實施するに必要なる一切の配分は會社の土地建物及其の附屬物等に關する賃金税及其他の支出並に前記の契約に付き一九二六年十二月三十一日現在を以て本協定書の原當事者間に行はるべし

第四條 會社は一九二六年十二月三十一日及それまでの會社の事業の何れかの部分より生ずる一切の收入を受くる權利を有し且つ郵政長官は一九二七年一月一日及それ以後の一切の收入を受くる權利を有すべし而して一切の必要なる配分を行ふべし

第五條 (一) 會社は爾後郵政長官の文書に依る事前の同意なくしては(1)

締結後十二ヶ月以上繼續して効力を有すべき明示的又は暗黙的の協定及(何他の當事者に依る協定の實行の期間に基きて計算するとき年一、〇〇〇磅の割合以上の額の支出に關し會社に義務を負はすべき明示的又は暗黙的の協定を締結すべからず

(二) 一九二六年十二月三十一日以後効力の繼續すべき又は効力の發生すべき協定にして爾後會社の締結する一切は該協定の義務を伴ふ利益を郵政長官又は同長官の命ずる所に從ひ讓渡する權利を會社に對して與ふる規定を含むべし

#### 第六條

本協定書の下に於ける郵政長官の義務の正當なる實行を條件として會社は一九二六年の残余の期間存續すべく且つ本協定書の日附の日に會社の運用する一切の無線電信局を原協定及補足協定の規定に從ひ且つ一切の點に於て右の規定に應じて運用すべし

#### 第七條

原協定第二十九條の規定は「一九二六年十二月三十一日より」なる語が「郵政長官の特許を有することの終止せるときより」に代へられたるものとして、一切の點に於て解釋せられ且つ効力を有すべし



裏面白紙

放送關係勅許等草案

(一) 郵政長官が英國放送協會の存続に關し申請しようとする勅許及  
(二) 郵政長官の特許狀並に同長官と英國放送協會との間の協定書

一九三六年十二月陛下の命により郵政長官より議會に提出

英國放送協會

皇の恩顧により  
大英、アイルランド、海の彼方の英國自治領の王、信仰の擁護者、  
インド皇帝なる  
エドワード八世は、  
本詔書を見るすべての國民に

一九二六年十二月二十日皇考チヨージ五世陛下が親署の文書を以て英  
國放送協會（以下協會と稱す）に協會設立の勅許を下附せられたるが  
又、一九三一年八月廿四日皇考チヨージ五世陛下が親署の文書を以て  
協會に勅許の補足を下附せられたるが故に

又放送事業經營のため遵守すべき條件を答申するため、皇考チヨージ  
五世陛下の任命し給える時の郵政長官の任命せる放送委員會

*Broadcasting Committee*  
一月一日より向う十年間現協會を存続せしむべき由答申したる旨、郵  
政長官、國會議員、陸軍少佐チヨージ クレメント トライオン閣下よ  
り朕に進達せられたるにより

又大英聯合王國、北アイルランドに於ける七百五十万以上の國民が放  
送番組を受信する目的を以て無線電信装置を設置し使用するための免  
許を申請し又これを受けたる事明白にせられたるにより

以上により示されたる放送事業に對する國民の普遍的興味及同事業  
が報道、教育、娛樂等の機關としての甚大なる價値を考慮し朕は國利

民衆のため引續き全事業の發展利用を希ましと考うるが故に

附 大體と特別の思慮によつて茲に下記に如く本誌評を下附する事を  
知しむ。

法人の設定

第一條 協會は「英國放送協會」なる名稱の下に、永續權及び任意に廢棄、變更、更新し得る（Body）を保有する法人として存続せしめる

協會は法庭に訴訟を提起し又は提起せらるる法律上物的及び人的財産を取得及び保有し又法人に附屬し又は歸屬するすべての事項を處理する權能を認めらるる但その歳入の剰余（ある場合は）その他の收入の全部は協會の目的達成のためのみ使用することとする

協會の會員は以下「理事」(Governors) という。

勅許の期限

第二條 この勅許は一九三七年一月一日より効力を發生し（これに

規定せられた事項は）その日より尙う十年間引きつゞき有効のこととする。

協會の目的

第三條 協會の目的は下記の通りである。

- (イ) 大ブリテン聯合王國、北アイルランド、海峽諸島及びマシ島（以下英國と稱す）に於て放送事業を行うこと、及びそのため郵政長官からその臨時規定する形式により條件に従つて、公共事業として無線電話又は電報により、當分許可せられる事項又はその免許の範圍或は限界内にある事項を放送するため英國内に放送局を建設設置保守運用する免許をうけること。
- (ロ) 特に海外自治領及保護領等の利益のため、ある期間郵政長官の同意する手段方法により放送事業及前述の免許を許可以外の方向に發展及開拓すること。

又時に應じ前述の免許の期限及條件の更新、擴張、變更に關し郵政長官の許可を受け或は之れに同意すること

(ハ) 協會の目的達成に必要又は便利な局所、工場設備、資産等を取得すること。

(ニ) 放送用として有効に受信及送信することに必要又は便利な機械設備その他を備えた局所を建設し整備すること。

(ホ) 有料と無料とにかゝらず協會の目的達成に有効な新聞、雜誌、定期刊行物、書籍、理文その他の文書を編纂、準備、印刷、出版、發行、回覧又は配布すること。

(ヘ) 郵政長官の認可を得て、協會の放送業務に及協會の目的に關係ある公開音樂會その他の公開催物を組織し開催し又は補助すること。

(ニ) 適當と思はれるあらゆる方法により世界各地に於けるニウス、時事に關する情報を蒐集し或は通信社を設立し又は

通信社へニウス供給の申し込みをなすこと。

(ニ) 協會の目的達成を助長するために、講入その他の方法により文學、音樂、美術、演劇、レコード、ニウスその他の事項に關する著作権、商標、商標名等を取得すること

及これを使用し行使し發せしめ之れらに關する免許を與え又は利用すること

(ニ) 協會の目的達成のため、製作、製造、購入その他の方法により映畫、同用材料器械を取得すること又協會の放送或はこれに附隨する業務に之れらを使用すること若しくはこれらフィルムを賣却、賃貸その他の方法により處分すること。

但前項により協會は前記の目的以外は公衆を款待するためフィルムを公開する權利を與はらるるものではない。

(三) 協会の目的達成に役立つカ役立つと豫想せられる夢直又は機械に關する發明の秘密又は報告使用上獨占的又は非獨占的或は限定された權利を附與すべき特許狀・特許權又は特許狀・特許權 發明特許狀 (Patent) (Invention) 免

許狀・許可 ( Concession ) の有する權利 ( Interest ) を買収その他の方法により取得し又適當と思はれる方法でこれらを利用すること

(四) 下文の規定に従い政府又は都府、地方その他の當局との間に、協会の目的達成に有益と認められる取り極めをなすこと及上記の政府又は當局より協회가得たいと望む權利、特典及許可權 ( Concession ) を取得すること

又上記の取極權利特典許可 ( Concession ) を實行し行使し又は之れに従うこと

(五) 協会の現職員又は前職員若しくはその家族關係者を利する事を目的とした會、機關、基金、信託、便宜 ( Beneficence ) を設立、支持又はその設立支持を援助すること、退職金及手當を與えること、保險料を支拂うこと、慈善事業のため、展覽會のためその他公共、一般或は有益な目的のため、寄附をなし又は保證をすること

(六) 購入、賃貸借又は交換、雇上その他の方法により協會が業務遂行上又はその目的達成上必要と考ふる物的又は人的財産或は權利若しくは特典、特に土地、建物、地役權、機械、工場設備、業務用品を取得すること

(七) 郵政長官の承認を経て、購入その他の方法によりその會社の目的に上記協會の目的の何れかを含む會社、又は協會の目的達成を容易にし或は促進するに役立つ機經營することの出来る會社の株式證券擔保等を取得し又はかような會社を助成或は援助すること

四 協會に取らせし當り不必要な金銀を時に應じ協會が決定する方法により投資又は處置すること。

五 下文に定める規定により協會が適當と考ふる方法に従い協會の財産又は権利の全部あるいは一部を抵當として金銀を借り入れもしくは協會の財産又は権利（現在及將來の）の全部又は一部を擔保とする債券又は償還期不定無償券の發行によつて金銀を調達し或は金銀支拂の保證をなすこと及び有償券類を買入れ、受け戻し又は背濟すること。但しかよりにして借り入れ調整し又は保證した金銀の或る時期における未償還額は當分………ポンドを越えないこと。

六 協會の財産及び権利の全部又は一部を賣却、改良、管理、發展、交換、賃貸借、借入、………、貸付、利用その他の方法により處置すること。

協会の目的達成のため必要又は便利をあらゆる種々の  
保證又は補償に關する契約をなし又はその契約を實行す  
ること

(2) 協會がその目的達成のため又はその權限遂行のため當  
然或は便宜と考へるあらゆる種類の行動をなすこと

土地取得權

朕は茲に協會に對しその目的達成のため買入れその他の方  
法により英國内に於て土地、土地權 (Estate) 物的財  
產權 (Hereditaments) を取得する權能を附與する。又財産  
永久拘束 (Perpetuity) 賃借その他の方法によりこれらの土地、  
土地權、物的財産權及びこれらに生ずる利益を保有し或は時  
に應じ贈與、遺贈、讓渡その他の方法によりこれらの全部又  
は一部を處分し或は處理する權能を附與する。尚又各個人、  
政治團體、法人に對し協會に或は協會の利益のために上記の

制限内に於て、土地、土地權、物的財産權及びこれらに生ず  
る利益の永久拘束權を設定し又は讓渡することを免許する。  
但し事前に郵政長官の書面による同意なくしては協會は上記  
の制限以外の土地、又はこれに生ずる利益の取得及び保有を  
禁止せられる。

第五條

自治領及び外國の許可 (Concession) に關する制限  
朕は茲に協會は事前に郵政長官の書面による同意なくして  
は自治領各國又は外國政府より許可 (Concession) 權利又は  
特典を取得或は之等と何等かの取り極めをしてはならざ  
るとを宣言する。

機 帶

- (一) 協會にそのすべての集會を主宰する權限を與えられた一  
人の理事長をおく。
- (二) 又理事長不在の場合協會のすべての集會を主宰する



を具えられた一人の副理事長を兼ねる。

理事長又は理事長により権限を與えられた他の職員が下

記の事項に關して協會が制定する規則により協會の業務處

理のたりのすべての協會の集會を召集する。

協會の理事長及副理事長は時に感じ厥の決定する期間及

び條件の下に横濱院に於て任命せられる。

第七條

協會は其の業務の充分な遂行に必要と思はれる人数の職員

を任命する。其の任命は協會の決議による。又協會が適當と考へ

る如くして任命せられたか不協、協會と職員との間  
の契約の條項に基きその職員を罷免することが出来る（理事  
を除く）

第八條 協會は業務を處理するため集會を開かねばならぬ。又下記

の條件に當り適時上記集會の召集、通知、場所、進行及び延

びの規則、又その業務の處理運営に關する一般的事項に關し

て協會と考ふる規則を定めねばならぬ。

協會の集會に於ける議決は時に感じ郵政長官の指定す

る又は理事の意見を以て行われねばならぬ。

以上すべての議決は投票によつて行われ、その投票の多寡決に

よつて行われ、其の投票は協會の決議に依り決定投票權を  
もつものとする。

協會はその決定する目的と條件を以て協會長を會員とする

委員會を設け得ることとする。併しこの委員會の決定は

協會の承認を必要とする。

協會役員會議權

第九條 協會は其の業務遂行、事務の進行、及び事務の整理又は一

が出来る。

委員会は小委員会を設置する権限をもつ  
各委員会は協会の決定する目的のためにその決定する条件の  
下に設立せられねばならない。  
協会は適時此種委員会又は小委員会の集金及び議事に関する  
規則を作ることが出来る。

理事

(一)協会の理事は理事長、副理事長及び随時朕によつて極密  
院に於て任命せられる者とす。

(二)理事は下文に規定する失格に關する規定に該當する場合は  
外は朕の命令する五年以内の期間その職に止まる權利  
を附與せられる

(三)退任理事はその職が公益のため必要である旨郵政長官

が朕に確證する場合の外再選される資格がない。

(四)理事の数は(理事長及び副理事長を含む)極密院に於て朕  
が別の指定をなした場合の外七名とする。  
但しこの数は極密院に於て朕により適時増減せられる。

五十一

協会の理事は上文的収送業務をも旨によつて運行せられる  
協会の理事は協会の業務を執行するに必要とする職務を執行する  
協会の理事は協会の業務を執行するに必要とする職務を執行する

の長

の各種事務

協会は右の外その職務の正當な費用は協会の財産に支出した費用  
協会の収入の中から受取ることとする。

理事の失格

五十二

協会の理事は協会の職務に於て自對的に執行してはならず  
その職が廢により職務に於て解任せられたとき  
郵政長官が協会の利益と利害相支すると認めらるる場合は  
理事が解任された時  
理事が解任されたとき、その職務を継承する者とする。

協会の理事は協会の職務に於て自對的に執行してはならず  
その職が廢により職務に於て解任せられたとき  
郵政長官が協会の利益と利害相支すると認めらるる場合は  
理事が解任された時  
理事が解任されたとき、その職務を継承する者とする。

理事の失格

協会の理事は協会の職務に於て自對的に執行してはならず  
その職が廢により職務に於て解任せられたとき  
郵政長官が協会の利益と利害相支すると認めらるる場合は  
理事が解任された時  
理事が解任されたとき、その職務を継承する者とする。

理事の失格

五十三

協会の理事は協会の職務に於て自對的に執行してはならず  
その職が廢により職務に於て解任せられたとき  
郵政長官が協会の利益と利害相支すると認めらるる場合は  
理事が解任された時  
理事が解任されたとき、その職務を継承する者とする。

理事の失格

協会の理事は協会の職務に於て自對的に執行してはならず  
その職が廢により職務に於て解任せられたとき  
郵政長官が協会の利益と利害相支すると認めらるる場合は  
理事が解任された時  
理事が解任されたとき、その職務を継承する者とする。

理事の失格



協會は毎年少くとも一週前年度の議事録の一般報告を作成し、これには協会の概況により適法に證明せられた收支計書及び損益勘定書を添付しなればならない。

協会は毎年上記年次一般報告、會計報告及損益勘定表が完成した時は直ちに郵政官に提出すること。

協会は前項の場合といえども自由あるときは請求に應じ、当該協会の役員等が協会の會計を徹底的に調査し、充分な理由を以て又協会の會計を徹底的に調査し、彼等が要求する報告又は書類を提出しなればならない。

一 般

この勅許の目的又は保護を有疑に行ふために必要を補償的勸許又は議会の法律が必要を認められる場合には協会は隨時これを申請し受取ることが出来る。

協会は協会の設置した委員等の行爲又は處置は協會又はその設置した委員等に於ける決裁を理由としてその效力を

云為せられることはない。

③協会の理事長、副理事長、或は理事として又は協会の設置した委員会の委員として行爲するもの、任命上の缺陷はその参加した協会又はその設置した委員会の處置を、この處置に關與した委員の大部分がその處置をなす權限を適法に與えられている限り、無効とする。理由としては認められない。

④個人によつて作製せられた證書を Seal して確認文書とする必要ある場合には協会の Seal を施し協会の決議によつて權限を與えられた一名以上の理事によつて署名せられ且適當な職員によつて副署せられねばならぬ。協会によつて作成又は發せられた通告書、任命書、契約書、命令書その他の諸文書で Seal を必要としなものは協会の指名する理事又は職員によつて署名せられねばならない。

⑤協会の適當な職員とは總長又は協会によつて適法に權限を與えられた職員のことである。

第十八條

(一)この勅許の下附は協会が條格且出費にこの勅許に規定せられた條項及郵政長官より適時協会に下附せられる免許の條項を守ることと明白な條件とする

(二)郵政長官は關係があることを認められる個人政治團體又は法人の申告は甚き若くは其他の方法によりこの勅許又は郵政長官の免許又は命令の規定が守られていないことを認められる理由があるときは協会に對してこれら規則の遵守を要求し、その決定する期間中に協会がこの要求を満足しない場合は郵政長官は自己が適當と認むる場合その事實を自著ある文書により版に記録することが出

來るこの證明書により朕はそれを欲する場合合法的に  
圖印を印した文書を以てこの證明書及その内容を絶對的  
に廢止し無効とすることを得る。但茲に規定せられ  
た廢止權の保有は、この勅許を無効とし拒否するため  
の異議申立狀又は權利發認審査狀その他法律による手  
續を制約し又は禁止效力を有せず又有するものと解釋  
してはならない。

第十九條 本勅許により與えられた權限及本勅許に含まれた規定に  
或るその業務が行はれる限り上記十年の期限満了と共に協  
定の業務は終了することを希望し宣言する。但朕が署名し  
た文書を以てその反對を宣言し且朕が適當を認む。期限及規  
定並に條件を以てこの勅許の規定による業務を繼續する權限  
を與える場合はこの限りでない右の如くにして更新された  
期間は本勅許の期限の一部を解釋する。

解散及び清算

第二十條 協會が朕の裁下を経、その原簿を認める條件に従い本勅許を  
放棄し又郵政長官の認可する方法に従い協會の業務を清算そ  
の他の方法により處理するのは合法的である。

第二十一條 協會の任意又は強制解散の場合には協會の資産はその負  
債の残高に充てられるよ郵政長官の指示に従つて、之を  
認めばならない。

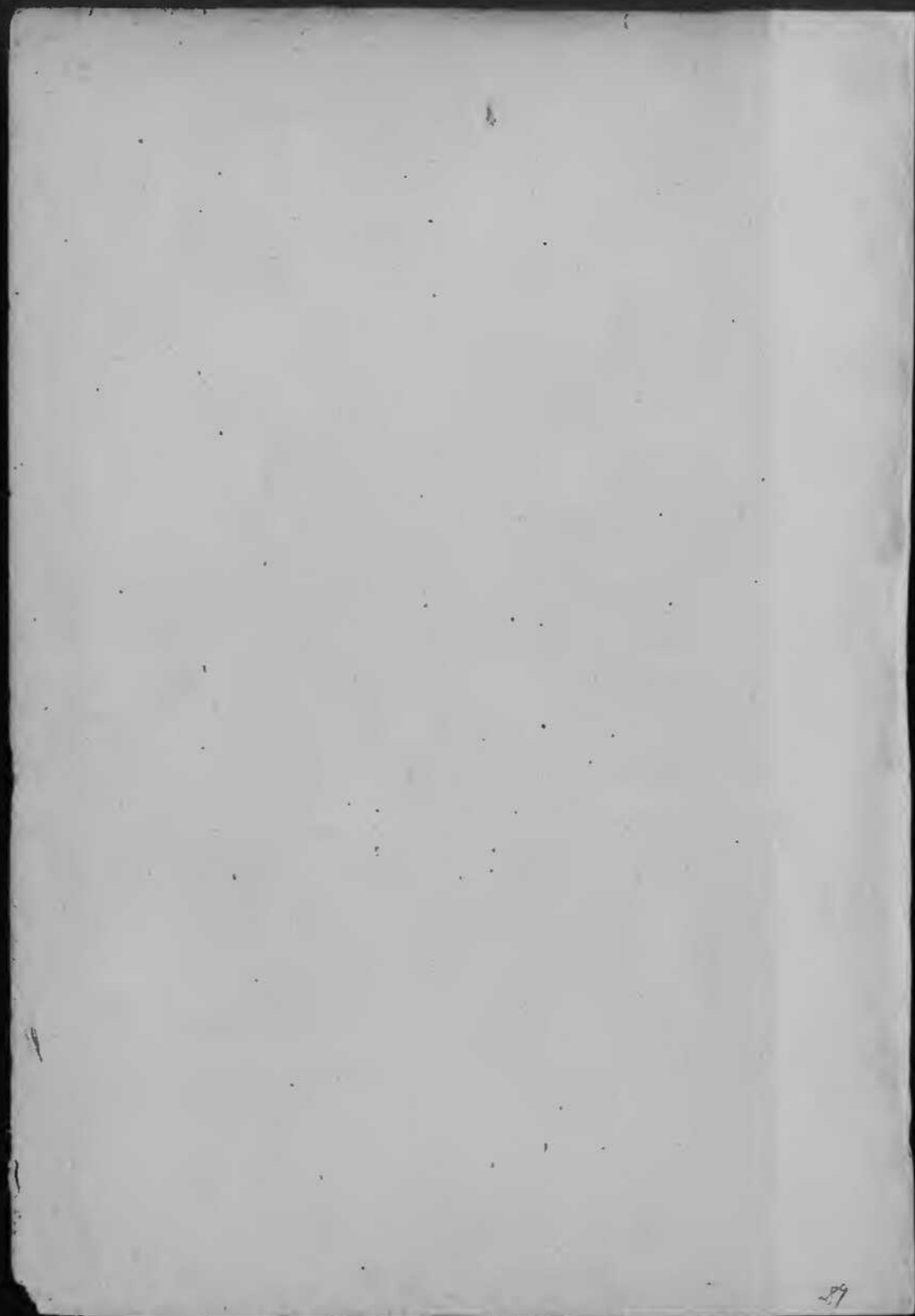
一般宣言

最後は朕は本證書を以て本勅許により設立された協會及其繼承者に對  
して此の事項を勅許する即ち本勅許狀をのび、又は朕本はその本來の  
目的を達成に従い法律上充分正當且有實であること、又これらすべて  
の委任裁判所その他に於て朕の御意を尊重し大臣その他國民の全  
體又は各自により協會及その繼承者により最も有利なる様解釋せら

凡判断せらるべきこと、又事由又は事實に關する脱落、誤記、その他  
の遺漏、不完全、缺陥等以上記に關し如何なる意味に於ても妨げ  
とならぬことを  
規定は前述の方法により變更、改正、又は追加された本勅許  
に適用せらる。

(後) 略





241